平成30年度「滋賀県教育委員会事務の点検・評価」 に関する報告書(平成29年度実績)

平成30年9月 滋賀県教育委員会

目 次

平	成30年度「滋賀県教育委員会事務の点検・評価」の概要について・・・・・・ 1
1	滋賀県教育委員会委員の活動状況・・・・・・・・・・・・・・・・3
2	第2期滋賀県教育振興基本計画の取組の成果と課題・今後の方向性・・・・・・・9
3	第2期滋賀県教育振興基本計画の成果指標・事業目標の進捗状況・・・・・・62
4	<別表> 主要事業の実績・成果・課題

平成30年度「滋賀県教育委員会事務の点検・評価」の概要について

1 趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条により、「教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならない」とされている。また、この点検および評価にあたっては、「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るもの」とされている。本報告書は、同法の規定に基づき、滋賀県教育委員会が行った点検・評価の結果をまとめたものである。

なお、本報告書は、「第2期滋賀県教育振興基本計画(以下、基本計画という。)」 第5章の3に規定する、施策の実施状況、成果指標・事業目標の達成状況、施 策の効果等についての点検・評価も兼ねる。

2 実施方針

基本計画に基づく主要施策の点検・評価は、以下の方針に従って実施することとする。

- ・基本計画に示される施策の柱ごとに、取組の成果・課題および今後の方向性を示していく。
- ・基本計画に示される 26 項目の成果指標・事業目標について、実績および達成状況等の把握を行う。
- ・別表では、基本計画に示される施策の柱に沿って、事業ごとに事業実績・施策成果・今後の課題を示していく。

3 学識経験者の知見の活用

点検・評価の客観性の向上を図るため、4名の学識経験者により組織する「「滋賀県教育委員会事務の点検・評価」および「第2期滋賀県教育振興基本計画の 点検・評価」に係る懇話会」において、意見・助言等を聴取する。

(50 音順、敬称略)

氏名	役職等
小倉 明浩	滋賀大学 理事・副学長
北 幸二	株式会社関西アーバン銀行 代表取締役兼副会長
原 清治	佛教大学教育学部 教授
山中 学	滋賀県PTA連絡協議会 会長

報告書全体に対する学識経験者の意見等

- ・ 指標だけでは伝わらない部分も含めて、概ね良好に教育行政を進めていただいていることはもっと前面に出していくべき。頑張っている現場の先生たちの励みやモチベーションになる点検・評価であってほしい。
- ・ 多様で複雑な課題に対し、現場の先生・地域の方々とともに懸命に取り組んでいただいていることと評価する。成果が目標値を下回っているものについては、原因を具体的に分析し、取組の改善を進める必要がある。
- ・ 様々な施策を講じていただいている中で、滋賀ならではの取組も数多くあり、そこはより強調して報告書に書かれて良いと考える。また、今後はSDGs (持続可能な開発目標)の視点を教育の中にも取り入れて施策を進めていただきたい。

1 滋賀県教育委員会の委員の活動状況

1 滋賀県教育委員会教育長および教育委員の任期等について(平成 29 年度)

職名	氏 名	任 期	就任年月日
教 育 長	青木 洋	平成 28 年 4 月 1 日~	平成 28 年 4 月 1 日
教 月 文	月小 汗	平成 31 年 3 月 31 日	(1期)
			平成 25 年 10 月 14 日
委員	藤田・義嗣	平成 25 年 10 月 14 日~	(1期)
(教育長職務代理者)		平成 34 年 3 月 31 日	平成 29 年 10 月 14 日
			(2期)
			平成 24 年 4 月 1 日
委員	河上ひとみ	平成 24 年 4 月 1 日~	(1期)
女	貝 川工いこの	平成 31 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 1 日
			(2期)
			平成 24 年 4 月 1 日
委員	 佐藤 祐子	平成 24 年 4 月 1 日~	(1期)
女	貝 佐膝 竹丁	平成 30 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 1 日
			(2期)
			平成 25 年 4 月 1 日
委員	土井 真一	平成 25 年 4 月 1 日~	(1期)
女		平成 32 年 3 月 31 日	平成 29 年 4 月 1 日
			(2期)
委員	岡崎 正彦	平成 29 年 4 月 1 日~	平成 29 年 4 月 1 日
女 貝		平成 31 年 3 月 31 日	(1期)

2 教育委員会の開催状況

(1)教育委員会の開催

定例会 12回

臨時会 2回

延べ 14回

(2) 審議件数

審議件数 112件

(議決案件 72件、報告案件 40件)

(3) 定例会の概要

(3)	正例会の概要	
回	開催年月日	議事等
		議 案:公立小学校教頭の懲戒に係る臨時代理の承認について等
1	平成 29 年 4 月 12 日(水)	6 件
		報告事項:在宅勤務制度の導入について等 3件
		議 案:滋賀県指導不適切教諭等認定審査委員会委員の選任につ
2	平成 29 年 5 月 9 日(火)	いて等 4件
		報告事項:びわ湖フローティングスクール新船建造について等 4件
		議 案:公文書一部公開決定に対する審査請求に係る滋賀県情報
	亚代 20 年 6 日 0 日 (合)	公開審査会への諮問に係る臨時代理の承認について等
3	平成 29 年 6 月 9 日(金) 	8件
		報告事項:第1回働き方改革推進会議の概要について等 2件
		議 案:滋賀県教育委員会事務専決規程の一部改正について等
4	平成 29 年 7 月 19 日(水)	6 件
		報告事項:ふれあい教育対談実施報告について等 4件
		議 案:滋賀県立高等学校において平成30年度に使用する教科用
5	平成 29 年 8 月 25 日(金)	図書の採択について等 3件
		報告事項:第2回働き方改革推進会議の結果概要について等 3件
		議 案:平成 29 年度滋賀県一般会計補正予算案のうち教育委員会
6	平成 29 年 9 月 8 日(金)	所管の予算案に関する意見について等 5件
		報告事項:ふれあい教育対談実施報告について 1件
		議 案:平成29年度滋賀県教育功労者表彰被表彰者の決定につい
7	平成 29 年 10 月 23 日(月)	て等 6件
		報告事項:ふれあい教育対談の実施報告について等 2件
		議 案:平成29年度滋賀県一般会計補正予算案のうち教育委員
8	 平成 29 年 11 月 17 日 (金)	会所管の予算案に関する意見について等 3件
	▎▔▗▓▗▘╇▕▎▗▋▕▎▗▊▗並 <i>▎</i> ▎ ▎	報告事項:滋賀県教員のキャリアステージにおける人材育成指標に
		ついて等 5件
		議 案:平成 29 年度滋賀県一般会計予算案(第8号)のうち教育
9	 平成 29 年 12 月 22 日 (金)	委員会所管の予算案に関する意見に係る臨時代理の承認
9	1 1% 25 平 12 月 22 日 (並)	について等 5件
		報告事項:心の教育相談センターの移転について等 3件
		議 案:権利放棄につき議決を求めることについての議案に関す
10	平成 30 年 1 月 15 日(月)	る意見について等 4件
		報告事項:「学ぶカ向上につながる取組」資料について等 2件
		議 案:平成30年度滋賀県一般会計予算案のうち教育委員会所管
11	平成 30 年 2 月 13 日(火)	の予算案に関する意見について等 5件
		報告事項:学校における働き方改革取組方針の策定について等 5 件
		議 案:滋賀県教育委員会事務局職員等の任免について等 11 件
12	平成 30 年 3 月 22 日(木)	報告事項:「これからの滋賀県立図書館のあり方(案)」について等
		4 件

(4) 臨時会の概要

回	開催年月日	議事等
1	平成 29 年 8 月 4 日(金)	議 案:滋賀県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例案に関す
l		る意見について等 3件
	平成 30 年 3 月 16 日(金)	議 案:平成29年度滋賀県一般会計補正予算案(第10号)の
		うち教育委員会所管の予算案に関する意見に係る臨時代
2		理の承認について等 3件
		報告事項:さらなる魅力ある県立高校づくり~全県一区制度検証報
		告を踏まえた取組推進~等 2件

3 活動状況

(1)総合教育会議

	開催年月日	議題	ゲスト	開催場所
1	 平成 29 年 6 月 14 日(水)	·平成 29 年度滋賀県総合教育	•大野裕己氏(滋賀大	大津合同庁
'	十成 29 平 0 月 14 日 (水)	会議の進め方について	学教職大学院教授)	舎7B会議室
			•村田耕一氏(滋賀大	
		一人ひとりの子どもたちの学	学教職大学院准教授)	
		びをつなぐ取組について	・畑稔彦氏(滋賀大学	
		【前半】	教職大学院准教授)	大津合同庁
2	平成 29 年 7 月 25 日(火)	・学年間の学びの接続と教科間	・吉澤加寿子氏(県立	舎70会議室
		連携	守山中学・高等学校	百70女硪至
		【後半】	長)	
		・校種間の系統だった接続	•藤澤俊樹(近江兄弟	
			社高等学校長)	
	平成 29 年 8 月 31 日(木)	・インクルーシブ教育システム	・原一正氏(滋賀県立	県 庁 北 新 館
3		の構築に向けて	長浜養護学校教頭)	3階中会議室
		~地域で共に生きる特別支援	・松田充史氏(守山市	
		教育の推進~	立守山北中学校教諭)	±
		・子どもたちが滋賀に触れ、滋		
		賀を愛し、滋賀を豊かにする力	山元千恵子氏(大津市	
	平成 29 年 12 月 26 日	を育むために	立真野北小学校校長)	大津合同庁
4	(火)	~「滋賀ならでは」を生かした	平尾香子氏(滋賀ダイ	舎78会議室
		教育活動の推進~	ハツ販売株式会社取	日,6五城里
		・社会全体で子どもたちを育て	締役)	
		る滋賀の教育を目指して		
	平成 30 年 2 月 6 日(火)	•平成29年度滋賀県総合教育		県 庁 北 新 館
5		会議の総括について	_	3階中会議
		•平成30年度滋賀県総合教育		室
		会議に向けて		포

(2) ふれあい教育対談

回	開催年月日	訪問先	テーマ
1	平成 29 年 6 月 2 日(金)	大津市立葛川小・中学校	子どもが主体的に学び合うための小中一貫教育 〜地域の特性と少人数の良さを生かした取組〜
2	平成 29 年 6 月 12 日(月)	県立甲南高等学校 · 甲南高等養護学校	地域に根ざした総合学科と高等養護 学校
3	平成 29 年 7 月 19 日(水)	みなみっこひろば (瀬田南幼稚園・瀬田南保 育園)	幼・保一体化施設の取組と現状
4	平成 29 年 8 月 22 日(火)	にじの家サロン こども食堂&寺子屋	地域における子どもたちの『居場所』 づくり
5	平成 29 年 8 月 28 日(月)	大津市立 やまびこ総合支援センタ 一	やまびこ総合支援センターの役割と 機能
6	平成 29 年 9 月 15 日(金)	守山市立守山中学校	環境に配慮した新校舎の視察
7	平成 29 年 10 月 26 日(金)	県立びわ湖フローティン グスクール	新船での学習活動につなぐフローテ ィングスクールの取組
8	平成 29 年 11 月 13 日 (月)	高島市立高島学園 高島小学校・高島中学校	「たくましく未来を拓く子どもの育成」 〜つながりを大切にした小中一貫教育の展開〜
9	平成 30 年 1 月 22 日(月)	長浜市立西中学校	西中学校の伝統文化学習とユネスコ スクール
10	平成 30 年 2 月 8 日(木)	竜王町立竜王中学校	働き方意識改革による子どもたちと 向き合う時間の確保

(3) 県外視察

回	開催年月日	訪問先	テーマ
		• 静岡県教育委員会	
1	平成29年11月20日(月)	・藤枝市立青島北小学校	以見し旧辛生体。の対応について
'	平成 29 年 11 月 21 日(火)	・浜松市教育委員会	外国人児童生徒への対応について
		・浜松市立南の星小学校	

(4) その他会議、研修等

	開催年月日	会議名	開催場所
1	平成 29 年 4 月 7 日(金)	平成 29 年度滋賀県教育行政重点施策説明会	県庁東館 7 階大会 議室
2	平成 29 年 5 月 19 日(金)	滋賀県立学校校長研修会	コラボしが
3	平成 29 年 7 月 10 日(月) 平成 29 年 7 月 11 日(火)	全国都道府県教育委員会連合会第1回総会	京都ブライトンホ テル 京都堀川ホテルル ビノ
4	平成 29 年 10 月 26 日(木)	都道府県・指定都市教育委員研究協議会	文部科学省
5	平成 29 年 10 月 28 日(土)	滋賀県人権教育研究大会	野洲市文化ホール
6	平成 29 年 10 月 31 日(火)	近畿 2 府 4 県教育委員協議会	奈良文化会館
7	平成 29 年 11 月 18 日(土)	滋賀教育の日推進フォーラム	ホテルピアザ淡海

- ・テーマ毎の現場とのふれあい対談は、現場の生の声を直接伺うことができる機会な ので、更に回数を増やし交流を深めていただきたい。
- ・県外視察についても、県外の先進的かつ地域性を生かした事例は大変参考になるので継続していただきたい。

2 第2期滋賀県教育振興基本計画の取組の成果と課題・今後の方向性

施策体系

基本目標

未来を拓く心豊かで

たくましい人づくり

~学び合い支え合う 「共に育つ」滋賀の教育

成果指標: 事業目標の 評価 基本目標達成に向けた3つの柱と施策 0Δ 子どものたくましく生きる力を育む 10 3 「確かな学力」を育む 2 (1) 子どもに「確かな学力」を身に付けさせるための授業改善の推進 1 1 (2) 社会全体の変化に対応して新たな価値を主導・創造する教育の推進 2 「豊かな心」を育む (1) 社会性や思いやりの心の育成 2 0 1 (2) 人と人との絆を深める豊かな人間関係の育成 (3) 互いの人権を尊重する心や態度の育成 「健やかな体」を育む 3 (1) 体力向上と健康の保持増進 0 0 (2) 健全な心身を育む食育の推進と生活習慣の向上 「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む 0 0 (1) 地域資源を活用した特色ある教育の推進 1 (2) 自然体験活動を取り入れた実践的な環境教育の推進 共生社会に向けた多様なニーズに対応する教育の推進 2 0 0 (1) 特別支援教育の推進 外国人児童生徒等への学習支援 多様な進路・就労の実現に向けた教育の推進 (1) 社会的・職業的自立を目指すキャリア教育の推進 1 0 0 (2) 個々のニーズに応じた就労機会拡大に向けた取組の推進 柱 2 子どもの育ちを支える環境をつくる 6 魅力と活力ある学校をつくる (1) 魅力と活力ある学校づくり (2) 信頼される学校づくり (3) 私学教育の振興 (4) 高等教育機関を生かす取組の推進 (5) 修学の経済的支援の実施 教職員の教育力を高める (1) 子どもの力を引き出し伸ばす教職員の実践力の向上 2 0 0 (2) 優秀で意欲のある人材の確保と適切な人事管理の推進 (3) 教職員の健康管理と働きやすい職場づくりの推進 3 安全・安心な学校・地域をつくる (1) 全ての子どもにとって居心地のよい学校・地域づくり 2 0 (2) 学校安全体制の整備の推進 子どもが自ら命を守る力を身に付ける教育の推進 子育て環境支援の充実を図る (1) 子育て、家庭教育を支える環境づくりの推進 1 0 0 (2) 子どもが健やかに育つ環境づくり (3) 企業・事業所等と連携した家庭教育支援活動の推進 社会全体で子どもを育てる環境をつくる 1 0 (1) 地域の力を学校に生かす仕組みづくり (2) 社会全体で子どもの育ちを支援する取組の推進と情報の発信 柱3 すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する 2 社会的課題に対応した学習の推進 (1) 環境に配慮した社会づくり (2) 人権尊重と共生の社会づくり (3) 消費者教育、交通安全教育等の充実 健康づくりと生涯スポーツの振興 (1) 誰もが楽しめるスポーツ活動の充実 0 0 (2) スポーツ環境の整備・充実 魅力ある文化の振興と歴史文化に親しむ機会の充実 0 0 (1) 文化芸術や文化財の持つ魅力の発信 1 (2) 文化財の保存・継承、活用の推進 生涯学習の場の充実 (1) 社会教育体制等の整備推進 1 0 (2) 学習情報提供・学習相談の充実と地域で実践する生涯学習社会づく 1 (3) 読書環境の整備と読書活動の推進 (4) 学びの成果を社会に生かす仕組みづくり

17

6

合計

※〇…H29年度目標達成 (H29年度目標を定めていない場合、H28年度から数値が改善している)

△···H29年度目標未達成 (H29年度目標を定めていない場合 H28年度から数値が改善していない)

柱1 子どものたくましく生きる力を育む

学識経験者からの柱1全体への御意見

・子どもの体力調査では、握力等に課題はあるものの持久力等は全国から見て数値が低いわけではないことから、滋賀県の子どもたちに頑張る力や根気がないということでないことが伺える。 数値だけでは現れてこない部分にも、滋賀の教育ならではのよさが多く見受けられるので、それらをしっかり分析・活用することで子どもたちの生きる力の育成を進めてほしい。

基本目標を達成する ための3つの観点 1. 子どもたちのたくましく「生きる力」を育む

1 「確かな学力」を育む

(1)子どもに「確かな学力」を身に付けさせるための授業改善の推進

子どもの「確かな学力」を育むため、個に応じたきめ細かな学習指導を進め、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成します。

(2)社会全体の変化に対応して新たな価値を主導・創造する教育の推進

子どもが社会の変化等に対応し、新しい時代を切り拓いていけるよう、英語等の外国語能力を育成する教育や国際理解教育をはじめ、コミュニケーション能力、情報活用能力、職業教育、理数教育の推進等、必要となる知識・能力の育成を図ります。

施策(施策の取組状況				
〇成	果指標・事業目標	H29実績	H29目標		
1	教員が授業中の働きかけや子どもの学習活動を分析 し、相互に研修する回数(授業研究を伴う校内研修 を年間11回以上実施している学校の割合)	小学校 88.1% 中学校 81.1%	小学校 80% 中学校 80%		
2	「国語の授業の内容がよく分かる」と回答した児童 生徒の割合	小学校 39.7% 中学校 26.0%	【H30目標】 小学生 40% 中学生 30%		
3	放課後を利用した補充的な学習サポートを実施する 小学校の割合(週1回以上実施している学校の割 合)	-	30%以上		
4	不読者(月に1冊も本を読まない児童生徒)率	小学生 2.9% 中学生 12.3% 高校生 40.2%	小学生 2.3% 中学生 11.0% 高校生 32.0%		

取組の成果と課題、今後の方向性

(1) 子どもに「確かな学力」を身に付けさせるための授業改善の推進

①これまでの経緯と平成29年度の取組状況

■これまでの経緯

- ・ 平成28年度の調査結果では、小学校は国語A問題(主として「知識」に関する問題)・B問題 (主として「活用」に関する問題)、算数A問題・B問題、中学校は国語A問題、数学B問題で 改善が見られた。特に、算数・数学のB問題は、小・中学校ともに改善が見られる。 このことは、各学校において、授業での話合い活動や、記述することにより自分の考えをまとめ る活動などを充実させたことにより、思考力や判断力、表現力を向上させる授業改善が行われて きた成果ととらえられる。
- ・ 平成29年度の全国学力・学習状況調査では、小学校の平均正答率については国語・算数ともに、 昨年度と比べて大きな変化がなかった。しかし、全国平均が上がったため、全国平均との差が広 がる結果となった。中学校では平均正答率は国語・数学ともに昨年度と比べて改善が見られたも のの全国平均を下回った。

■新学習指導要領への対応

平成30年度より新学習指導要領の移行期間になることから、平成29年度は、県内全小中学校を訪問し、新学習指導要領の周知とともに、各校の授業改善の取組を確認した。これら学校訪問を通じて、主体的・対話的で深い学びを授業で実現するために、各学校における授業改善、校内研究の推進について支援するとともに、教育課程編成状況の検証と改善について指導助言を行った。

■授業改善の推進

・「授業を改善する」視点で、平成28年度に引き続き、新学習指導要領を見据えた「主体的・対話的で深い学び推進事業」を実施し、指定した小中学校24校が授業改善の実践的研究に取り組んだ。その成果として、校内研究の手法を県内に普及した結果、特に、平成29年度に「授業づくり・授業改善」をテーマに校内研究を行った中学校は62.5%だった。

それに加え、中学校の授業改善を推進するために、平成29年度から、各教科で指導力のある教員を「コアティーチャー」として選出(国語2名・社会2名・数学4名・理科2名の計10名)し、その教員の指導力の向上を図るとともに、コアティーチャー配置校の校内研究の活性化と、その域内の中学校の授業改善を進めた。

・また、「学年別ステップアップ事業」において、基礎的・基本的な知識・技能等を問う問題と、知識・技能等を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を問う問題を出題する「学び確認テスト」を作成し取り組むことで、自校の課題を明確にするとともに、児童生徒一人ひとりの学習課題に基づく学力補充と指導内容や指導方法の工夫改善を図った。

■幼小連携に向けた取組

幼児教育と小学校教育との円滑な接続を意識した教育課程の編成や、子どもたちの「学びに向かう力」の育成につながる指導内容、方法の工夫改善についての実践的研究を平成27年度から県内5ブロックの指定校で行っている。また、保幼小接続研修会における小学校区別協議会や研究指定校での公開研究会等を行い、幼稚園等と小学校が合同で、幼小接続期のカリキュラムの編成と実施の重要性や必要性について意見交換することができた。

■35人学級編制のすべての小中学校での実施

・法律により義務づけられている小1に加え、小2~小6および中1~中3(小3については複数 指導との選択制、小4~小6・中2・中3については少人数指導との選択制)における35人学級 編制をすべての小・中学校で実施し、各学校の実情に応じ、小学校では国語、算数、理科等、中 学校では数学、理科、外国語(英語)の教科で基礎・基本を徹底するために少人数の学習集団を 編成することで、きめ細かな指導を行う学校の取組を支援した。

【昨年度までの関連する外部有識者の意見等】

・少人数学級編成は継続して実施すべきである。

■子どもの読書活動への支援

・ 平成26年12月に策定した「第3次滋賀県子ども読書活動推進計画」に基づき、学校図書館・公共 図書館と連携するなど、様々な場面で子どもの読書活動の支援に取り組んでいる。

■県立高等学校における「学びの変革」に向けた取組

・県立高等学校においては、変化が激しく予測困難な時代において、自立した人間として、他者と協働しながら創造的に生きていくために必要な資質・能力を身に付けさせる主体的・協働的な学びの創出と思考力・判断力・表現力等の育成を目指し、生徒が主体的に取り組む授業のあり方や評価の研究を行う「学びの変革」推進プロジェクトに取り組んだ。各校の取組を推進する教員を対象とした「学びの変革」セミナーを6回開催し、研修会を実施した。また、モデル校を16校指定し、評価指標を用いた授業づくりの研究、カリキュラムマネジメントの理解を深める研修を行うとともに、公開授業を実施した。さらに、国語・数学・英語の教科指導力に優れた教員をそれぞれ5名コアティーチャーに任命し、教科のモデルとなる授業を公開し、各教員が自らの授業改善につなげることができた。

②課題と今後の方向性

■質の高い授業の実現と子どもたちの生活習慣の課題

・「学ぶ力向上滋賀プラン」の分析では、授業スタイルの普及による「話し合う活動」や「振り返る活動」等の機会は増加するなど一定の成果はみられた。特に「振り返る活動」については、平成26年度に比べ、小学校で26.4ポイント、中学校で31.4ポイントの伸びが見られた。しかしながら、学びが実感できるような質の高い授業に向けた取組や、子どもたちの家庭学習等の生活習慣(家庭での過ごし方)が改善されていない課題が見られた。また、全国学力・学習状況調査の結果について滋賀大学に詳細な分析を依頼した。学力の状況と社会経済的条件・就学援助比率の分析により、各学校の状況を類型化し、各学校の類型ごとに有効な取組が得られたため、それぞれの学校へ結果を示した。今後はこれら取組の成果を検証する必要がある。

■新学習指導要領への対応と授業改善に向けた取組の推進

- ・新学習指導要領を見据え、教員の指導力向上や生活・学習習慣改善推進をはかるための「学びの質を高める学校改善事業」を実施するとともに、中学校の授業改善として、「中学校授業改善推進加配(コアティーチャー)事業」を引き続き実施する。課題の発見・解決に向けた主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進し、一人ひとりの学ぶ力を高めていくとともに、家庭学習の出し方や授業での活用などの工夫をすることで、児童生徒の学力や学習状況を改善に取り組んでいく。
- 年1回の県内全小中学校の学校訪問を、年2回に回数を増やし、各学校における学力向上の組織的な取組への支援や、学びの質を高める授業改善のための指導助言を行っていく。
- ・ 平成29年度は、「学び確認テスト」を実施するとともに、「学びのアンケート」の中で、学ぶ力向上滋賀プランの指標に沿った項目を増やし、自校の状況を把握した。平成30年度は、より基礎的・基本的な問題を多くした「学びの基礎チャレンジ」と「学びのアンケート」において、自校の状況と全県の状況とを比較・分析することで、自校の課題を明確にするとともに、児童生徒一人ひとりの学習課題に基づく学力の補充と、指導内容や指導方法の工夫改善に取り組む必要がある。

■幼小連携に向けたより効果的な研究の推進

・ 幼児教育と小学校教育との接続に関して、1年間の研究であると、幼小連携をスタートさせて互いの教育について理解し合うところまでは研究が進むが、そこで終わってしまう現状が見られる。子どもたちの育ちを幼小を通して見とりながら研究を進めていくため、平成30年度からは研究期間を2年間とし、教育課程からも子どもの育ちをつなげていくことを目指している。

■きめ細かな指導の推進

今後も複雑化・多様化する社会において、子ども達の多様な学びを保障・促進していくことが必要であり、少人数学級編制や少人数指導によるきめ細やかな指導を推進していく必要がある。

■子どもたちの読書活動の推進とさらなる取組の検討

- ・ 小学校では読書活動がほぼ定着し、中学生・高校生でも不読率は年々減少傾向であるが、高校生の不読率は依然として高い。学校図書館・公共図書館と協力しながら、学校現場での読書指導の支援を充実する必要がある。また、学校・家庭・地域が緊密に連携し、子どもの発達段階に応じて読書に親しむ機会の充実を図ることで、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養う必要がある。
- 平成30年度が「第3次滋賀県子ども読書活動推進計画」の最終年度にあたるため、平成30年度中に第4次計画を策定する必要がある。

■「学びの変革」に向けた取組の更なる推進

・ 文部科学省が進める高校教育改革に位置づけられた新学習指導要領の実施に向けて、「何を知っているか」から、「何ができるようになったか」を重視する「学びの変革」を行うとともに、複雑化する課題の解決に必要な資質・能力を育成する必要がある。

(2) 社会全体の変化に対応して新たな価値を主導・創造する教育の推進

①平成29年度の取組状況

■小学校英語の早期化への対応

- ・ 小学校英語教育の早期化および教科化に向けて指導計画の作成や先進的な研究実践を行う「小学校英語パイオニア実践プロジェクト」、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能を発達に応じて育成するための授業の在り方を研究する「小中高系統的英語教育推進事業」、本県の英語教育推進リーダーを育成する「英語教員スキルアップ事業」に取り組むことで、小学校英語の早期化、高度化に対応した授業や小中高の連携を踏まえた指導内容の系統を明らかにしていく。各事業で授業研究会を開催するとともに、「CAN-DOリスト」(各校で指導する内容のリスト)を作成して小中高の系統的な英語力育成と教員の指導力の向上に努めている。
- 「小学校英語パイオニア実践プロジェクト」「小中高系統的英語教育推進事業」「英語教員スキルアップ事業」それぞれにおいて授業研究会を開催し、小中高の系統的な英語教育推進の視点から、教員の指導力の向上を図ることができた。

新学習指導要領の対応した滋賀県モデル「CAN-DOリスト」の作成に取り組むことができた。中学校における作成率は年々向上し、平成26年度に36.0%だったものが、平成29年度には65.7%になった。高等学校での作成率は平成27年度から100%になっており、小中高の各段階における英語教育の目標を明確にすることができるように努めていく。

■小規模校への支援

・「小規模校に対する特色ある学校づくり支援事業」において、葛川小中、沖島小、多羅尾小、マキノ西小の4校を対象に、小規模校の強みを生かし、弱みを克服するための研究に取り組んだ。 各校においては、タブレットの有効活用や県のWeb会議システムを活用した他校との交流等、特色のある授業づくり、学校づくりに取り組んだ。

■グローバル人材の育成

・豊かな語学力・コミュニケーション能力や、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身につけた 国際的に活躍できるグローバル人材を育成するため、小学校英語の教科化を見据え、小中高を通 じた系統的な英語教育を推進するとともに、グローバルリーダーの高等学校段階からの育成を目 指し、スーパーグローバルハイスクール事業により、英語による課題研究等の取組を行った。

■科学技術系人材の育成

・ 進展が著しい情報化社会において必要とされる技能や態度を育成することができるよう、教育用 コンピュータの配置など情報教育環境の整備を行うとともに、将来国際的に活躍し得る科学技術 系人材の育成を図るため、スーパーサイエンスハイスクール事業により、各指定校において研究 開発等に取り組んだ。

②課題と今後の方向性

■子どもの英語力向上に関する課題と今後の取組

- ・ 英語検定3級以上相当の英語力をもつ生徒の割合(中学校)および英語検定準2級以上相当の英語力をもつ生徒の割合(高等学校)が、50%とする県の目標値を達成することができていない。各事業における授業研究会の成果を、生徒の英語力の向上につなげていく必要がある。生徒の英語力を確認するための「CAN-DOリスト」については大枠のものが完成したため、今後作成委員会での実践を通して検証を行い、各中学校では作成率が低いという課題もあるため、県内に周知しリストの定着を図る必要がある。
- 小学校英語教育の早期化および高度化に伴い、中高等学校の目標が高まっており、小中高等学校 教員の英語力および指導力の向上が課題となる。小中高等学校教員が情報交換や交流を行う研修 会の場を積極的に設定し、指導力の向上を図るとともに、小中高の系統的な英語教育を推進する ことで児童生徒の英語力の向上を図る。また、小学校教員の英語力を向上させる研修の機会を設 定し、英語指導の専門性を高めていく必要がある。

■小規模校への支援の継続

• 「小規模校に対する特色ある学校づくり支援事業」は、平成29年度末で終期となるが、へき地・ 少人数校等については、引き続き県のWeb会議システムを利用しての合同授業、Web会議等が行え るように支援していく必要がある。

■指定校の成果の普及

・ 学習指導要領の改訂による小学校英語の早期化および教科化に向けて、小中高における系統的な 英語教育の推進を一層図る必要がある。また、今後も、広い視野をもって、異なる国や文化の 人々と協力していくための資質を養うとともに、国際社会において主体的に行動するための基礎 となる態度や能力を育成する必要がある。さらに、スーパーグローバルハイスクールやスーパー サイエンスハイスクール等研究指定校の成果の更なる普及を図り、県内に広めていく必要があ る。

- ・小学校英語教育の基本は、「聞く」「話す」ということである。コミュニケーション力に特化して、英語に慣れることから始めるべきではないか。
- ・地元にある滋賀大学が様々な取組や分析をしていることから、その知見を活用し、子どもたちの 学ぶ力の向上につなげる必要があるのではないか。
- ・学力向上を具体的に進めるためのよりきめ細かい、具体的な目標が必要なのではないか。また、 自尊感情が高い子は学力が高いのか等、エビデンスに基づいた評価が必要ではないか。
- ・読書する事で、表現の仕方や文章力がつくので、読書の取組は継続、強化するべきである。

基本目標を達成する ための3つの観点 1. 子どもたちのたくましく「生きる力」を育む

2 「豊かな心」を育む

(1)社会性や思いやりの心の育成

子どもの豊かな情操や規範意識、自尊感情、社会性、人を思いやる心などを育むため、道徳教育や体験活動等の推進を図ります。

(2)人と人との絆を深める豊かな人間関係の育成

子どもが豊かな人間関係をつくることができるよう、子ども一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて自己 肯定感を感じさせるとともに、相手の気持ちを理解できる心の育成を図ります。また、児童生徒の自発的、自 治的な活動を進めるとともに、全ての子どもにとって居心地のよい学級・学校づくりを推進します。

(3)互いの人権を尊重する心や態度の育成

子どもが人権の意義や人権問題について正しく理解するとともに、自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な行動を身に付けられるよう人権教育を推進します。

施策(施策の取組状況				
〇成.	〇成果指標・事業目標 H29実績 H29目標				
5	「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒 の割合	小学生 78.7% 中学生 68.8%	【H30目標】 小学生 83% 中学生 70%		
6	人権教育において「参加・協力・体験」的な学習を 行っている学校の割合	100. 0%	【H30目標】 100%		
7	主体的に文化芸術活動に取り組む高校生の割合	25. 4%	文化部加入率 27.4%以上		

取組の成果と課題、今後の方向性

(1) 社会性や思いやりの心の育成

①平成29年度の取組状況

■道徳教育の充実

- ・ 文部科学省「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」の推進地域(推進校)における実践 研究を推進するとともに、道徳教育の推進を主に担当する教師(道徳教育推進教師)の専門性を 高める研修を実施した。
- ・ 県道徳教育推進協議会を組織し、上記事業推進地域、推進校の取組への指導・助言を年3回行った。また、「道徳教育振興だより」の作成・配付し、教員の指導力向上を図った。
- 子どもたちの郷土を愛する心を育てるために、「先人の『近江の心』を未来につなぐ」をテーマに、道徳教材「近江の心」(中学校版)を作成、配布した。

【昨年度までの関連する有識者の意見等】

• 先人の知恵が詰まった「近江の心」を学年を問わず道徳の教材として一層活用し、子どもたちの郷土を愛する心を育んでいただきたい。

■「ホールの子事業」の実施

・「ホールの子事業」は、子どもたちの舞台芸術への関心を高め、感性を育む機会の充実を目的とし、平成29年度は遠方の学校における交通費負担を軽減するため交通費の助成の拡充を図った。 その結果、参加児童生徒数は8,000人を超え、参加校のリピート率も8割を超えている。

②課題と今後の方向性

■地域の実情に応じた道徳の推進

• 学校全体を通じて行う道徳教育、地域ぐるみの道徳教育については、地域や学校ごとの温度差がある。地域の実態に応じた道徳教育を推進していくことが必要である。

■道徳化の評価に関する研究の推進

• 道徳科の授業において、児童生徒の多様な実態や発達の段階に即した柔軟な指導方法について研究を進める必要がある。また、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れるとともに、道徳科の評価についての研究を進める必要がある。

■遠方の市町からの「ホールの子事業」への参加率向上

• 「ホールの子事業」については、びわ湖ホール近隣と比べて遠方の市町における参加率が低い傾向にあり、それらの市町における学校の参加率向上を図るため、交通費補助を拡充したことを周知するとともに、公演数の拡大や、学校および教育関係者に対し積極的に参加を呼びかけるなどの取組を進めていく。

(2)人と人との絆を深める豊かな人間関係の育成

①これまでの経緯と平成29年度の取組状況

■「つちっこプログラム」の実施

・プロの陶芸家が講師となり、「土」という素材を用いてものを作ることの喜び、感動を体感できる創作体験プログラムである「つちっこプログラム」の参加者は年々増加傾向にあり、平成26年度より年間10,000人以上が参加している。(平成29年度参加者数11,062人)。

■多様な人とのコミュニケーション機会の充実

・「つちっこプログラム」では平成23年度から毎年5月に、県内小学生とアメリカ・ミシガン大学学外研修の学生による交流授業を展開しており、児童は言葉が十分に話せなくても粘土を媒体とすることで、ジェスチャーや絵で示すなどして意思疎通を図り絆を深め、コミュニケーションの楽しさを感じている様子が伺えた。また、不登校、別室登校の児童を対象にした美ココロ体験プログラムに参加協力し、土に触れることで子どもたちの心が開かれ、交流が促された。さらに、甲賀市指定信楽焼無形文化財の会と共催で、外国にルーツをもつ子どもたちや障害をもつ人たち、地域の子どもたちがやきもの体験をする講座を開催し、信楽焼の伝統文化を伝える活動を展開することで、世代間を超えた交流を促した。国籍や言葉、年齢、境遇などが異なっていても、粘土をコミュニケーションの道具とすることで、豊かな人間関係を育むことができた。

■文化部活動を充実するための文化施設・大学等との連携

・ 平成27年度に開催した第39回全国高等学校総合文化祭を契機に盛り上がった文化部活動を充実をさせるため、県内の文化施設・大学等と連携し、専門家による指導を行うことにより、生徒の技能の育成を図るとともに、顧問教員の指導力の向上に努めた。高校生の文化部活動を活性化し、多くの人々との交流を深めたことで、心豊かな人間としての成長につながった。

■共に学び合うことで絆を深める交流の場づくり

・障害のある子とない子が共にアートを通して学びあう先進的な事業として、モデル授業であるインクルーシブ・アートプログラム等を開催してきた。美術館等を利用し、双方が同じ条件で取り組み、共に学びあう場の充実を図ってきたことで人と人との絆を深める観点から成果が出ている。平成29年度も特別支援学校と小中高等学校の児童生徒が、芸術活動や障害者スポーツを通して交流を深めるモデル事業に取り組んでおり、これを通じて、障害の有無に関わらず、一緒に体を動かす喜びや同じ目的に向かって協力する一体感を味わう等の成果が見え、人と人の絆を深め、更には共生社会を推進するよい機会となった。

②課題と今後の方向性

■県の歴史・文化を学ぶ機会の充実

• 「つちっこプログラム」については、子どもたちと陶芸家との出会いを充実させ、琵琶湖からの贈り物である粘土や、信楽の町、信楽焼、甲賀市指定無形文化財保持者の陶芸家らの技やその魅力を伝えながら、創作体験だけでなく、県の文化や歴史を学ぶ機会を増やしていきたい。

■文化部活動の充実に向けた各機関との更なる連携強化

・文化部活動の更なる発展と、次世代の文化芸術を担う若手芸術家と拠点校・伝統校の育成に向けて、県内の学校や文化部の各部会、県高等学校文化連盟と連携しながら事業を進めていく必要がある。

(3) 互いの人権を尊重する心や態度の育成

①これまでの経緯と平成29年度の取組状況

■子どもの自尊感情の育成に向けたこれまでの取組状況

・困難な状況にある児童生徒の無気力・低学力等の課題の背景には、自尊感情の低さが起因していることが見えてきことから、平成27年度より、県内の30中学校区を推進学区に指定し、就学前・小・中・高、関係機関、地域・家庭との連携強化を図るとともに、保育・授業づくり、環境づくり、仲間づくり、地域づくりの4つ視点から、子どもの生活と学ぶ意欲の礎となる自尊感情を育む取組を推進している。平成28年度からは県内全学校・園・所を対象としたブロック別研究会を開催し、推進学区の取組を広めるとともに、自尊感情を育む取組やその課題について交流を図っている(H29年度参加者数464名)。

■各関係機関と連携した子どもたちへの支援

・平成29年度からは「いしずえ支援検討会議」を各推進学区に設置し、学区内関係者だけでなく、 必要に応じスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市町福祉担当者等と連携しな がら、困難な状況にある子どもを組織的・計画的・継続的に支援する取組を始めた。

■教職員の人権感覚・指導力の向上

・教職員の世代交代が進む中、人権教育のこれまでの成果を次世代に継承し、教職員の資質向上につなげていくため、職階別に人権教育校長研修会や人権教育推進主任研修会、中堅教諭等資質向上研修、初任者研修等を実施している。平成25年度からは、各校での人権教育を推進する若手および中堅リーダーを養成することを目的として、県立学校長や市町教育長から推薦を受けた者を対象とし、人権教育推進リーダー養成講座(基礎講座・実践講座各3回)を実施している。また、平成29年度は希望研修として、人権教育実践力向上講座(3講座)を開催した。

③課題と今後の方向性

■家庭・地域との連携強化

・ 自尊感情の育成には、地域や家庭の役割も大きいことから、学校・園、地域や家庭が連携して取り組むことができるよう啓発に努めるとともに、協働の機会の創出に努める。

■人権教育推進の中核を担う中堅リーダーの育成

・ 若手教員に人権教育を実践していくための基礎的な力量をつけていくとともに、人権教育推進の 中核を担う中堅リーダーを育成するためのプログラムを構成した講座を開催する。

- ・「つちっこプログラム」でのミシガン大学生との交流は、コミュニケーションの楽しさを感じさせる企画であり、継続拡充していただきたい。
- ・自尊感情の育成には教員の誉め言葉が何よりも大きい。人権教育研修には具体事例を数多く採用してほしい。
- ・子どもたちの豊かな心の育成のためには、子どもたちが地域でのボランティア活動等に参加し、 その中で沢山の人と繋がり、色々な事を体験するような機会の推進が必要ではないか。

基本目標を達成するための3つの観点

1. 子どもたちのたくましく「生きる力」を育む

3 「健やかな体」を育む

(1)体力向上と健康の保持増進

心身の健全な発達を促すため、学校体育の充実を図り、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力を育てるとともに、体力の向上と健康の保持増進の基礎となる力を培います。

また、第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会、全国高等学校総合体育大会といった全国規模の大会が県内で開催されることを見据え、健やかな体の育成に一層取り組みます。

(2)健全な心身を育む食育の推進と生活習慣の向上

食育や、生活習慣の改善・向上について、学校、家庭および地域が連携・協力しながら各課題の解決ができるよう、支援体制の充実を図ります。

施策(施策の取組状況				
〇成果指標・事業目標 H29実績 H29目標			H29目標		
8	小学校「健やかタイム(10分間運動)」の実践校数	222校 (全小学校)	【H30目標】 全小学校		
9	子ども体力向上授業実践交流に参加する小学校教員 数	243人	230人		
10	中・高等学校教員の運動部活動指導者研修会受講者 数(累計)	1, 679人	1, 500人		

取組の成果と課題、今後の方向性

(1) 体力向上と健康の保持増進

①平成29年度の取組状況

■全国体力・運動能力、運動習慣等調査における本県の状況

・「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の小学校男女の体力合計点は、28年度に引き続き全国 平均値を下回ったものの、本調査を開始して以降、過去最高値となった。 ⇒小5男子:53.72(前年度比+0.31)、小5女子:54.53(前年度比+0.69)

■子どもの体力向上に向けた取組の推進

・小5男女の体力合計点が、依然全国平均値を下回っていることから、子どもの体力向上に向けた 方策を共有するため、「子どもの体力向上委員会」を年2回開催し、「全国体力・運動能力、運 動習慣等調査」の分析結果に基づく協議を進め、「健やかタイム」の継続実施に取り組むなど、 各市町教育委員会と連携して事業を推進することができた。また、研究指定校での授業研究に取 り組んだり、幼稚園教育との接続を図った研修会を開催したりするなど、教員の指導力向上に取 り組んできた。また、運動部活動の指導においても体罰防止研修会を開催し、指導者のスキル アップに努めてきた。

②課題と今後の方向性

■子どもの体力向上のための機会の充実

・ 新学習指導要領の先行実施に伴い、子どもの体力向上に取り組む時間の確保が難しい状況が見られるため、今後、カリキュラムの再編成を進めるにあたり、子どもの体力向上を重視し、各学校の実情にあった「健やかタイム」の取組を進め、内容の充実に努めていく必要がある。

■教員の指導力の向上

子どもの体力向上には、体育や保健の授業や運動部活動の果たす役割が大きい。今後も引き続き 教員の指導力向上に努め、授業・部活動指導に関する研修機会の充実に取り組んでいく。

(2) 健全な心身を育む食育の推進と生活習慣の向上

①平成29年度の取組状況

■学校における食育の推進

- 「食に関する指導教材DVD」、「げんきな湖っ子みんなで食育3」(H28年3月)等、児童生徒の生活習慣や朝食をテーマにした指導資料を学校に配布し食育の取組を進めている。
- ・ 毎年「食に関する指導研修会」において学校教育活動全体で取り組まれている食育の取組の紹介を行った。これらの取組により、学校・家庭・地域が連携した食育を推進することができた。

②課題と今後の方向性

■子どもの食習慣の改善

・子どもの自己管理能力や望ましい食習慣の習得に向けて、学校と家庭、地域が連携した食育を推進します。特に、第3次滋賀県食育推進計画に定められた朝食欠食率の目標値が達成できるように、教材の効果的な活用や家庭への啓発に取り組む。

■更なる食育の推進

• 学校教育活動全体で食育の推進が図られるように、食に関する指導の全体計画を作成し、教科横断的な視点で、関係職員が連携した食育の取組を進める。

- ・小学校での健やかタイムで、運動する楽しさを知る事が重要。朝食の必要性をを学校、家庭が連携し取組む事が重要。
- ・食育の基本は作物を大切にすることであるため、「作ること」の大変さを体験する要素を更に教育でも推進していくべきではないか。

基本目標を達成するための3つの観点

1. 子どもたちのたくましく「生きる力」を育む

4 「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む

(1)地域資源を活用した特色ある教育の推進

郷土への愛着や地域に貢献しようとする態度を育むため、琵琶湖をはじめとした豊かな自然、それと人間の活動が一体となって形成された文化的景観、伝えられてきた優れた文化財、多彩な文化芸術や滋賀の先人の教え、工芸品や農産物等、多くの地域資源を教育活動に一層生かしていきます。

(2) 自然体験活動を取り入れた実践的な環境教育の推進

子どもが、自然とのつながりや関わりに関心を持ち、主体的に行動できる力を身に付けられるよう、豊かな 自然を活用した体験学習や、実践的な学びを重視した環境教育を推進します。

施策の取組状況					
〇成果指標・事業目標		H29実績	H29目標		
	県内公立登録博物館を学校教育で訪れた県内小・中 学校の児童生徒数	25, 134人	26, 800人		

取組の成果と課題、今後の方向性

(1) 地域資源を活用した特色ある教育の推進

①これまでの経緯と平成29年度の取組状況

■副読本を活用した郷土の歴史や文化の学習を支援する取組

- ・地域のよさを学び理解を深めることを目的として、「郷土の文化」学習ガイドと「12歳から学ぶ 滋賀県の歴史」を作成しており、また、本県では児童個人に「郷土の文化」学習ガイドを配付 し、中学1年生の生徒個人には「12歳から学ぶ滋賀県の歴史」を配付している。更には学校保管 活用として、各学校へ1学級分(各40冊程度)を配付しており、配付した範囲は、市町立小中学 校、県立中学校、県立特別支援学校、滋賀大学教育学部附属小中学校・特別支援学校、私立小中 学校である。
- 小学校では、社会科や総合的な学習の時間等の調べ学習の参考資料として、中学校では「12歳から学ぶ滋賀県の歴史」が、社会科(主として歴史的分野)の学習補助資料や調べ学習の参考資料として活用されている。

②課題と今後の方向性

■アクティブラーニングのための副読本の活用と課題

- ・ 次期学習指導要領では、アクティブ・ラーニングの視点として「主体的で対話的な深い学び」を 授業において構築することが求められる。これまで配付した、郷土の歴史や文化を取り上げた 「郷土の文化」学習ガイドや「12歳から学ぶ滋賀県の歴史」といった副読本を活用した取組は、 今後求められるアクティブ・ラーニングの視点からの授業構築にも活用できるものである。これ ら副読本の継続した活用が重要であると考える。
- ・「郷土の文化」学習ガイドや「12歳から学ぶ滋賀県の歴史」といった副読本については、図書室や学級文庫にも常備する学校もある。しかしながら、作成してから10年経過しており、現状にそぐわないところもあると考えられるため、ICT機器を使っての学習が進んでいることから、より活用しやすいようなソフトの開発などが課題である。

■地域の力を生かした子どもたちの体験機会の充実

・ 博物館、美術館等を利用した子どもの文化・芸術体験や、それらの施設からの出前講座等、学校の教育活動を支援する取組、地域人材や資源を生かした取組により、子どもが多彩な文化に触れ、体験できる機会を充実させていく必要がある。

(2) 自然体験活動を取り入れた実践的な環境教育の推進

①これまでの経緯と平成29年度の取組状況

■学習船「うみのこ」を活用した環境教育の推進

- ・学習船「うみのこ」を活用した環境教育の推進については、昭和58年に就航以来、県内すべての 小学5年生を対象に児童学習航海を34年間継続的に続けてきた。また平成11年度より淀川下流域の 京都府・大阪府の小学生を対象に、平成28年度からは近隣府県市に対象を広げ、計83校と交流航 海を続けてきた。、平成29年度には県内乗船児童数は53万人を超え、この数字は県民の3分の1 以上が乗船したことを示している。
- ・フローティングスクール航海2日間と、事前事後の学習がつながりのある探究的な学習活動となるよう、指導計画作成会議や学校訪問時に学校への指導を行っている。また、新学習船における教育プログラムの開発と啓発方法を協議する「湖の子」新体験学習プログラム作成プロジェクトチームを組織し、3回の会議および研究航海を実施した。

■たんぼのこ体験事業の実施

・農業体験を通じて、農業への関心を高め、生命や食べ物の大切さを学ぶ、「農からの食育」を推進するため、小学生自らが田んぼや畑に入り、農産物を「育て」、「収穫し」、そして、調理して「食べる」という一貫した体験学習の取組を県内の199校の小学校で実施した。

■森林環境学習「やまのこ」の実施

森林への理解と関心を深めるとともに、次代を担う子どもたちの人と豊かにかかわる力を育むため、学校教育の一環として、平成19年度から県内の小学4年生を対象に森林環境学習「やまのこ」事業を実施しており、平成29年度は、230校から13,341人の児童が参加した。

■「第三次滋賀県環境学習推進計画」に基づく人材育成の推進

・ 平成28年3月に策定した「第三次滋賀県環境学習推進計画」に基づき、「ラムサールびわっこ大 使事業」や「地域づくり型生涯カレッジ推進事業」など、主体的に行動できる人材の育成を目指 した環境学習関連事業を合計22事業実施した。幼児教育から高等教育、一般までの発達段階に応 じた環境学習プログラム実践、研修や講座等を通した体系的な環境学習を実施した。

■「エコ・スクール」の認定と推進

- ・ 将来を担う子どもたちが自ら環境保全活動に取り組む力を身に付けることを目指して、滋賀県では、児童・生徒が主体的となって地域の方々と連携しながら、学校全体で環境保全活動に取り組んでいる小・中・高校を「エコ・スクール」として認定している。平成29年度は18校を認定した。
- ・しが環境教育研究協議会では、小・中・高・特別支援学校・私立学校を合わせて116名の環境教育 担当教員を対象に、エコ・スクールの実践発表、教員や環境教育関係者によるパネルディスカッ ション、琵琶湖博物館学芸員による実技研修および施設見学、各校の環境教育に関する年間指導 計画作成を実施した。

■「幼児自然体験型環境学習推進事業」の実施

• 「幼児自然体験型環境学習推進事業」では、幼児期における自然体験型の環境学習を進めるため、指導者育成実践学習会を実施し、保育所・幼稚園の周辺にある身近な自然を生かした自然体験プログラムの作成方法等について理解を深めた。

【昨年度までの関連する有識者の意見等】

滋賀県には、それぞれの地域に豊かな資源がある。教科書による学習だけでなく、実際に地域へ 飛び出していくことで得られる学びも重要である。

②課題と今後の方向性

■フローティングスクールにおける交流希望の減少

• 「琵琶湖に学ぶ小学生交流航海事業」において、交流を依頼する県内各市町、照会する近隣府県市とも授業時数確保のため、交流希望が年々減少している。照会の範囲を増やすとともに、国立市立小学校へ直接訪問して依頼している。

■たんぼのこ体験事業の学習内容の活用

子どもたちが学んだ内容を活用し、学校生活や地域の中で実践できるような指導を進めていくことが必要である。

■森林環境学習「やまのこ」不参加校の解消

一部の受入施設で日帰りでの受入れが中止されたことにより「やまのこ」に不参加の小学校が生じている。今後は、不参加校を解消するため、市町および県・市町教育委員会と連携し対応する必要がある。

■「第三次滋賀県環境学習推進計画」に基づく取組の推進

• 「第三次滋賀県環境学習推進計画」に基づき、ESD (持続可能な開発のための教育)推進の流れも注視しながら、環境に配慮し主体的な行動ができる人材の育成により、持続可能な社会づくりを図っていく。

■エコ・スクールの新規登録校に対する対応

- ・児童・生徒が地域と連携して主体的に環境学習に取り組むことを目的としたエコ・スクールに登録している学校が地域環境を生かした環境学習を推進している一方、登録する学校が固定化しており、新規校の登録が減少傾向にある。(H26:15校、H27:15校、H28:12校、H29:18校)
- ・8月に実施している「しが環境教育研究協議会」を、平成30年度から、「地域資源を生かした環境学習プログラムの作成」をテーマに進めていく。この事業を通して、各校の地域環境を生かした環境学習の実践やエコ・スクールの登録に結び付けていく。

- ・琵琶湖でのうみのこの学習、体験は貴重。身近に湖と山の両方を体験できる事を最大限に活用出来る様にする事が重要。
- ・ESD(持続可能な開発のための教育)にSDGs(持続可能な開発目標)を取り入れ、自分たちでできることから始めるプログラムを検討していただきたい。

基本目標を達成するための3つの観点

1. 子どもたちのたくましく「生きる力」を育む

5 共生社会に向けた多様なニーズに対応する教育の推進

(1)特別支援教育の推進

「インクルーシブ教育システム」の構築に向けて、可能な限り、障害のある子どもが障害のない子どもとともに教育を受けられるよう配慮します。また、発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導と必要な支援を行います。 さらに、特別支援学校における児童生徒増加への対応策を着実に進めます。

(2)外国人児童生徒等への学習支援

日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する学習支援を推進します。

施策の取組状況					
〇成果指標・事業目標		H29実績	H29目標		
12	「個別の指導計画」を作成している児童生徒の割合	小学生 96.4% 中学生 91.1% 高校生 78.3%	【H30目標】 小学生 100% 中学生 100% 高校生 80%		
13	「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の 割合	小学生 73.7% 中学生 70.6% 高校生 48.7%	【H30目標】 小学生 80% 中学生 80% 高校生 50%		

取組の成果と課題、今後の方向性

(1)特別支援教育の推進

①これまでの経緯と平成29年度の取組状況

■インクルーシブ教育システムの構築に向けたこれまでの経緯

・障害のある子どもとない子どもが「地域で共に学び、共に生きていくための力を育む」ため、平成27年3月に策定した「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(基本ビジョン)」および、平成28年3月に具体的な取組とロードマップをとりまとめた「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(実施プラン)」に基づき、障害のある子どもとない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を進めている。

■病弱児童生徒・医療的ケアを必要とする児童生徒への支援

入院中の児童生徒や特別支援学校の医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、きめ細かな対応を 行うため、訪問指導教員や看護師を派遣し、児童生徒の学習の補完や、校外学習等への参加機 会の確保を図った。

■県立高等学校の支援体制強化

・ 県立高等学校では、生活介助や学習支援を行う支援員の配置や、教員の専門性の向上を図るための指導助言を行う専門家を派遣し、特別な支援が必要な生徒への支援体制の強化や、個別の指導計画ならびに教育支援計画の作成と活用を図った。

■「インクルーシブ・プログラム」の実施

・ 障害のある子どもとない子どもが共に障害者スポーツや、文化・芸術活動を体験する「インクルーシブ・プログラム」に取り組むことにより、交流および共同学習を更に進め、障害者理解の推進を図った。

■発達障害支援アドバイザーの派遣による支援の強化

・「発達障害のある子どもへの支援強化事業」では、LD(学習障害)等により学びにくさのある 児童生徒への早期からの支援の重要性や通級指導担当教員をはじめとする通級児童生徒への支援 関係者等の連携強化を目的とし、モデル地域に発達障害支援アドバイザーを派遣し、障害特性に 応じた専門的な指導・支援の充実と教員の専門性向上を図った。

【昨年度までの関連する外部有識者の意見等】

インクルーシブ教育は、専門家に任せてしまうのではなく、できるだけ多くの教員への研修を 行い、学校全体で支援できる体制づくりが必要である。

②課題と今後の方向性

■滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(実施プラン)の推進

平成28年度から当初5年間を重点取組期間とし、「実施プラン」にあるロードマップの進捗を確認し、必要な計画修正を行う。今後も、関係部局や市町と連携しながら、看護師の派遣や市町への支援、高等学校への支援員の配置ならびに専門家の派遣、「副次的な学籍」の研究など柔軟な学びの仕組みづくりを具体化し、取組の成果を情報発信する必要がある。また、発達障害を含む障害のある児童生徒への支援体制の充実を図り、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を一層推進していくことが必要である。

(2) 外国人児童生徒等への学習支援

①これまでの経緯と平成29年度の取組状況

■これまでの経緯と外国人児童生徒支援体制の拡充

・外国人児童生徒いきいきサポート支援事業については、平成28年度は、22小学校、10中学校に支援員の派遣を行ったが、平成29年度は、25小学校、11中学校に派遣を行った。限られた日数の中で学校の訪問回数や時間を調整し、日本語指導が必要な外国人児童生徒や日本国籍の児童生徒に対してきめ細かな対応を行う体制ができている。

【昨年度までの関連する外部有識者の意見等】

引き続き、外国人児童生徒の個々の言語能力などを把握し、理解しやすい言葉や話し方によるきめ細やかな対応に努めるとともに、地域ごとの特性を踏まえて、教員の加配等を行い、指導の充実を図ることが重要である。

■地域との連携による外国人児童生徒の公立学校における支援の推進

・公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業について、平成27年度に長浜市・近江八幡市・甲賀市・湖南市の4市が、平成28年度には彦根市、平成29年度には東近江市が追加委嘱として取り組んだ。地域人材との連携による、帰国・外国人児童生徒の公立学校における受入れの促進・日本語指導の充実・保護者を含めたきめ細かな支援体制づくりに取り組んだ。

■外国人児童生徒の在籍数の多い学校への講師派遣

- ・ 昨今、中南米に加え、アジアから来日する外国人児童生徒も増え、県内の各学校において日本語 指導が必要な外国人児童生徒が数多く在籍している現状がある。そのため、日本語指導が必要な 児童生徒の在籍率が特に高い34校(小22校、中8校、県立4校)に日本語指導加配を配置するとと もに、2名以上在籍する66校(小46校、中20校)に非常勤講師を派遣した。
- ・ きめ細かな指導を行うことで、外国人の児童・生徒が母語で自分を表現することができ、精神的に安定して行動、生活できるようになるとともに、担任等が保護者と意思疎通を図れるようになり、学校と家庭との信頼関係を深めることができた。

学識経験者の意見等

■教員の資質向上に向けた取組の推進

・ 外国人児童生徒いきいきサポート支援事業については、児童生徒のコミュニケーション能力を獲得し、学力を身に付けられるよう、学校の担任や担当者と支援員とのきめ細かな連携が必要である。教員と支援員の資質向上のための研修を実施することで、児童生徒に対してよりきめ細かな対応がてきるようにしていきたい。

■研究成果の普及と地域との連携の推進

・公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業については、外国人児童生徒の学力の向上が図れる教材を開発し、6市だけでなく滋賀県全体で共有化し、活用できるようにしていきたい。日本での定住や大学・高校進学を希望する外国人児童生徒の増加を踏まえ、保護者も含めた幅広い支援ができるよう国際協会等との連携を深めるなど取組を充実させる必要がある。

■派遣講師の拡充等

・対象となる児童・生徒数の調査を始めた平成4年は200名弱だったが、平成29年度は1000名を超え、25年間で約5倍に増加しており、引き続き拡充する必要がある。また、地域により対象となる児童・生徒数の偏りが見られ、その対応が必要である。

- ・特別な支援が必要な児童生徒の増加への対応のため、一人の先生だけではなく、学校全体で支援 できる体制づくりが重要である。
- ・外国人児童生徒数が1,000名を超える現状から、派遣講師の拡充を図られているが、場合によって は一部地域に集約することも必要ではないか。
- ・ALTの数に地域差も見られる状況の中で、滋賀県で外国人の方が住み、働けるよい評判に変えていくような施策が必要ではないか。

基本目標を達成する ための3つの観点 1. 子どもたちのたくましく「生きる力」を育む

6 多様な進路・就労の実現に向けた教育の推進

(1)社会的・職業的自立を目指すキャリア教育の推進

子どもが、社会人・職業人として自立していくことができるよう、発達段階に応じた系統的なキャリア教育を展開します。また、本人の適性や希望を踏まえ、適切な進路指導を行います。

(2)個々のニーズに応じた就労機会拡大に向けた取組の推進

特別支援学校における個々の児童生徒の障害に応じた職業的自立と社会参加が進められるよう、専門的な技能を習得し、実践力を高めるキャリア教育や職業教育の充実を図ります。

さらに、教育、福祉、労働の関係機関が連携し、一人ひとりの状態や希望に応じた進路指導、就労支援を行うことで、学校から働く場への円滑な接続と就労機会の拡大を図ります。

施策の取組状況				
〇成	果指標・事業目標	H29実績	H29目標	
14	特別支援学校高等部卒業生の就職率	29. 6%	【H30目標】 28%	

取組の成果と課題、今後の方向性

(1) 社会的・職業的自立を目指すキャリア教育の推進

①これまでの経緯と平成29年度の取組状況

■中学生チャレンジウィークの実施

・中学校において5日間以上の職場体験を実施し、働く大人の生き方に触れたり、自分の生き方を考えたりする機会とし、今後の自分の進路を選択できる力や将来社会人として自立できる力を育てる「中学生チャレンジウィーク事業」は、平成19年度より継続して実施しており、平成29年度も県内のすべての公立中学校(99校)で取り組むことができた。事業の実施により、自分の良さや適性などを発見したり確認できたと考える生徒の割合が80.1%(H28年度)から88.5%(H29年度)に増加するとともに、生徒が職場体験後にボランティアとして再度事業所を訪れたり、地域の行事に参加したりする等、自分の地域に愛着を深めることにもつながっている。

■次代を担う生徒のキャリア教育推進事業の実施

・ グローバル化や高度情報化、少子高齢化など社会構造の変化が著しい現代において、高校から大学、社会の円滑な移行に対応でき社会人・職業人として自立し、時代の変化に力強く、柔軟に対応できる力を育成するため、企業関係者や学識経験者の助言を受けながら、「キャリアプランニング」「課題解決型実習」「起業家精神教育」の3つを柱として効果的なキャリア教育の推進について研究を行った。また就業体験の効果的な活用により勤労観・職業観等の価値観を自ら確立する取組を行った就業体験や、ビジネスプランを作成し銀行等にプレゼンして評価を受ける取組等、生徒が自ら勤労観、職業観等の価値観を確立するような取組を進めた。

■専門高等学校プロフェッショナル人材育成事業の実施

• 専門高等学校においては、大学や地元企業等との連携により、商品開発や調査研究、最新の分析機器・加工機械を使用したものづくりなどをとおして、生徒に高度な知識・技能を身に付けさせ、社会の変化や産業の動向に対応でき、各専門分野の第一線で活躍できる職業人の育成を図る取組を行った。

②課題と今後の方向性

■チャレンジウィークの取組を他教科と関連付けたさらなる有効な活用

・「中学生チャレンジウィーク事業」をキャリア形成の取組と位置づけ、総合的な学習の時間と他教科との関連を軸に事前と事後の取組やカリキュラム・マネジメントを一層充実させていくことで、将来の夢の実現やこれからの自分の生き方について考える機会となるようにする必要がある。また、小中高一貫したキャリア教育に取り組み、児童生徒に自己の成長を実感できるような学習になるよう、学校に働きかけていくことが大切である。

■次代を担う生徒のキャリア教育推進事業の取組

• 各校で実施した「キャリアプランニング」「課題解決型実習」「起業家精神教育」の取組を県立 高等学校に普及させる必要がある。普通科や総合学科において、インターンシップなど体験的な 活動をより一層進めることが課題である。

■専門高校プロフェッショナル人材育成事業の取組

・職業学科においては、地元企業等とより連携を密に取ることにより、滋賀の企業の魅力を理解させる取組を進めることや、より専門性を深めるインターンシップを実施することが必要である。 さらに農業・工業・商業・総合学科の専門的な学びを結びつけた連携事業を推進する必要がある。

(2) 個々のニーズに応じた就労機会拡大に向けた取組の推進

①これまでの経緯と平成29年度の取組状況

■「しがしごと検定」の実施と「しがしごと応援団」の普及・啓発

- ・ 共生社会の形成に向けて、障害のある生徒の社会的・職業的自立を図る必要があることから、従来より企業の協力を得ながらキャリア教育・職業教育に取り組んでいる。平成29年度は、「社会的・職業的自立をめざした職業教育充実事業」により、企業の知見を生かした授業改善の充実や「しがしごと検定」の実施、就労アドバイザーによる協力企業の拡大、社会的・職業的自立に向けた教育課程の研究、「しがしごと応援団」(県立特別支援学校を職業教育や就労支援の面で応援いただく企業の登録制度)の普及・啓発に取り組んだ。
- ・「しがしごと検定」は、計2回の検定でのべ343名の生徒が受検し、受検した生徒の就労に対する 意欲や態度が向上した。県立特別支援学校高等部卒業生の就職率は、3年連続で前年を上回り平 成29年度には29.6%と前年度比で1.1ポイント上昇した。

【昨年度までの関連する外部有識者の意見等】

特別支援学校卒業生の就労機会の拡充のため、企業等とともに取組を強化することが期待される。

②課題と今後の方向性

■県立特別支援学校卒業生の就労に関する課題と今後の取組について

- ・職業教育をより充実させ、生徒の「働きたい」という意欲を高め、就職を希望する生徒を増や し、今後は県立特別支援学校高等部において就職を希望する生徒がどれだけ就職できたかを示す 割合「就職実現率」について、安定的に90%以上となることを目指す。
- ・ 引き続き、企業の知見を積極的に取り込みながら授業改善や社会的・職業的自立に向けた教育課程の研究を進めるとともに、「しがしごと検定」の実施や「しがしごと応援団」の運用促進などにより、企業と連携を図りながら、生徒の社会的・職業的自立に向けた取組を進める。

- ・「中学生チャレンジウィーク事業」は非常によい取組なので継続実施していただきたいが、生徒 が希望する職場を体験できるよう受入れ側の協力を得ながら続けてほしい。
- ・キャリア教育の一貫として地元企業と連携して、次代を担う生徒のアイデアを企業等へ提案ができるような場をつくってはどうか。

柱2 子どもの育ちを支える環境をつくる

学識経験者からの柱2全体への御意見

・学校の特色づくりや学校の耐震化等について、様々な取組により成果を出していると考える。 社会価値が多様化する中で、学校も一元的な教育から多様多種な人材づくりを目指す方向に変える時期にきているため、魅力ある学校づくりについては、地域の特性や強みを生かした学校独自のカリキュラムを作ることで時代に合った魅力を検討してほしい。この学校のここがおもしろい、ここに特徴があるという部分をそれぞれの学校が持つことで、滋賀の育ちを支える環境づくりを進めてほしい。

基本目標を達成するための3つの観点

2. 子どもの育ちを支える環境をつくる

1 魅力と活力ある学校をつくる①

(1)魅力と活力ある学校づくり

将来にわたって、子どもが多様な学びの中で自らの進路を実現し、主体的・創造的に生きていくための力を 身に付けるとともに、他者と共同できる社会性を育てていけるよう、魅力と活力ある学校づくりを進めます。 また、子どもの個々の状況や学校の実態に応じて、教育課程の工夫など、特色ある学校づくりを進めます。

(2)信頼される学校づくり

学校の教育方針や活動について地域住民等からの意見を聞き、学校への理解や協力を得ながら、学校運営の 改善に取り組みます。

(4) 高等教育機関を生かす取組の推進

本県では、積極的な大学誘致や大学設置を進めた結果、13の大学・短期大学、約38,000人の学生、約1,700 人の教員が集まっています。

この「知」の資源である大学等との連携によって、本県の将来を担う人材の育成等の地域に貢献する取組を 推進します。

取組の成果と課題、今後の方向性

(1) 魅力と活力ある学校づくり

①これまでの経緯と平成29年度の取組状況

■土曜授業に関するいままでの研究事業と平成29年度における市町独自の取組

- 平成28年度、県事業「土曜授業に関する研究事業」により、近江八幡市および竜王町の各1中学校で土曜授業が実施された(事業は平成28年度で終期)。平成29年度は、市町独自の判断で、近江八幡市内小中学校、竜王町内中学校、長浜市内小中学校で実施された。土曜授業は実施していないが、各市町独自の事業や生涯学習課主管の事業で、土曜の課外学習や土曜学習の実施されている。
- 平成28年度の県事業の実施により、土曜授業の理念や概要を周知することで、土曜授業、土曜の 課外授業、土曜学習に取り組む市町が増えている。平成30年度には、4市が土曜授業の実施また はその検討を行っている。

■スーパーサイエンスハイスクール・スーパーグローバルハイスクールの取組

[スーパーサイエンスハイスクール (SSH)]

・滋賀の高等学校において理数教育の先導的役割を担うため、指定校が先進的な科学技術、理数 教育に特化したカリキュラムを通して、生徒に科学的思考力、判断力、表現力等の育成を図っ た。また県内高等学校へ、その成果の普及を図った。

[スーパーグローバルハイスクール (SGH)]

・グローバル化が加速する現代において、豊かな言語力、コミュニケーション能力、主体性、積極性等を身に付けた、国際的に活躍できるグローバルリーダーの育成を高校段階から目指し、グローバルな社会問題について研究に取り組むなどの事業を指定校において行った。

■再編対象校の教育活動等に関する助言・指導

- 平成24年12月に「滋賀県立高等学校再編計画」を策定し、本計画に基づき、着実に高等学校の再編の取組を進めている。平成28年4月に開校した彦根翔西館高等学校と(新校)長浜北高等学校の2校の統合校をはじめとする再編対象校に対して、統合移行期の円滑な学校運営に係る指導助言や、生徒募集に係る広報等に協力した。
- ・長浜北高等学校では、コミュニティ・スクールの指定校として地域と連携した取組を進め、彦根 翔西館高等学校では、総合学科高校として生徒の多様なニーズに対応する取組などにより学校づ くりを進めている。

②課題と今後の方向性

■土曜授業に関する市町の実情に合わせた今後の対応

- ・ 平成30年度からの小学校外国語に係る時間増対応のため、40校程度の小学校が週の時間数や課業日を増加して実施するとしているなど、すでに独自で土曜授業等に取り組んでいる市町や学校もある。
- 市町や学校、地域の実状に応じて、または「退職教員の豊かな経験を活用した学校教育活動支援 事業」において、土曜日の教育活動(土曜授業も含む)や、長期休業日の教育活動、教育課程の 編成など、効果的な教育活動に工夫して取り組むことを依頼する。

■学校の強みや地域性を生かした特色化の推進

• 統合新校をはじめ各高等学校が中学生の主体的な選択のもと志望を集められるよう、学校ごとに 生徒や地域のニーズの把握に努めるとともに、学校の強みや地域性を生かした特色化を図ってい く必要がある。

■教育内容の充実による魅力と活力ある学校づくりのさらなる推進

・ 今後、生徒数の減少が見込まれる中、学習活動や学校行事、部活動等の教育内容の充実とともに、社会状況の変化等を踏まえながら、魅力と活力ある学校づくりに取り組んでいく必要がある。

(2)信頼される学校づくり

①平成29年度の取組状況

■学校評議員制度の活用と外部アンケートの実施

・ 学校評議員制度の活用や学校評価の実施により、家庭・地域・学校が連携協力して、地域をあげて子どもの成長を支える環境づくりに取り組んでいくことが期待されている。学校評価については、目標の達成状況や取組の適切さ等について評価するため、生徒や保護者、学校評議員を対象とした外部アンケートを行っている。このアンケートについては、授業評価的な視点を必ず加えるとともに、学校独自の分析や次年度に向けての改善策の作成を行うなど、学校運営の改善を図る視点から実施している。

②課題と今後の方向性

■更なる学校評議員制度の活用

・ 学校評価の実効性を高め、家庭や地域への説明責任を果たすとともに、学校運営の一層の改善に つながるようにしていく必要がある。

(4) 高等教育機関を生かす取組の推進

①平成29年度の取組状況

■大学と連携した高校生の学びの機会の充実

• 連携協定を結んでいる県内10大学から高校生を対象として、魅力ある講義を行う大学連続講座を実施した。受講した生徒からは、「今回の講座を通し、これからどんな力が必要なのか考えること、自分を見つめなおすいい機会になりました。」、「大学の授業が単純に1つのことを学ぶだけではないという違いも感じることができて良かった。」等の感想が寄せられ、参加者の主体的な進路選択につながるものとなっている。

■京都大学との連携協定を生かした高校生の研究発表集会の開催

 京都大学との連携協定を生かし、県内の各高等学校で取り組んだグループ研究の成果を発表する 「滋賀県高校生研究発表集会」を京都大学で実施した。参加した生徒からは、「他校がどのよう な研究をどのようにやっているのかを知ることができ、今自分たちが行っている研究の新たな糸 口にできたらいいと思いました。」等の感想が寄せられ、参加生徒のモチベーションの向上に寄 与した。

②課題と今後の方向性

■高校生のニーズに合わせた大学連携講座の設定

・ 大学連続講座は、募集定員以上の参加希望が集まる講座がある一方で、受講希望者が少なく非開講となった講座もある。高校生のニーズに合わせ、講座を設定することができるよう大学側と連携する必要がある。

■滋賀県高校生研究発表集会の継続した実施

・ 滋賀県高校生研究発表集会には、連携指定校11校中7校から発表があった。アンケートから高校 生たちが発表集会から多くの学びを得ていることが把握できたことから、高校での学びを充実さ せるため、今後も内容を検討しながら、継続して取組を進めていく必要がある。

- ・彦根翔西館高校や長浜北高校の新しい統合校の取組についてより一層の発信が必要ではないか。
- ・学校だけでなく地域の意見も取り入れ、特色がある学校づくりに取り組む事が必要ではないか。
- ・スーパーグローバルハイスクール・スーパーサイエンスハイスクールの取組については、魅力ある学校づくりの一貫として有効であることを発信していただきたい。

2. 子どもの育ちを支える環境をつくる

1 魅力と活力ある学校をつくる②

(3)私学教育の振興

公教育の一翼を担う私学教育の振興を図るため、学校運営にかかる支援を推進します。

(5)修学の経済的支援の実施

経済的な理由によって高等学校で学ぶことが困難な生徒のため、修学支援を行います。

取組の成果と課題、今後の方向性

(3) 私学教育の振興

①これまでの経緯と平成29年度の取組状況

■私立学校の振興

- ・私立学校への経常費補助と、保護者向け負担軽減事業を一体として行うことにより、私立学校の 振興を図っている。また、私立学校の経常費補助については、私立学校振興補助金により私立学 校ならではの魅力ある学校づくりを支援している。
- ・私立高等学校に通学する生徒・保護者への負担軽減事業として、私立高等学校等特別修学補助金を支給した。特に、年収350万程度までの世帯については実質授業料無償化としており、私立高等学校の門戸を広げている。これらの私立学校の運営にかかる支援、または私立学校に通う生徒・保護者への経済的負担の軽減を行ってきたことにより、私立学校における魅力ある学校づくりが進み、平成29年度においては私立高等学校の定員に対する入学者の充足率が96%という結果になった。

■私立学校振興補助金の配分基準見直し

- 私学を取り巻く状況の変化を踏まえ、生徒保護者の多様なニーズへの対応や安定的な経営のための生徒確保等に係る課題に対応するため、平成26年度に私立学校振興補助金に係る配分基準の見直しを行った。
- ・ 平成29年度は、引き続き私立学校の経常的経費の助成を通じて、私立学校経営の安定と保護者の 経済的負担の軽減を図るとともに、スポーツ・文化活動で優秀な成績をおさめた学校や少人数教 育等のきめ細かな学習指導の推進、障害者の積極的な受入れなどを行う学校へ重点的に配分し、 私立学校ならではの魅力ある学校づくりを支援した。

②課題と今後の方向性

■特色ある私立学校への支援

• 私立学校の経常的経費の助成について、特色ある教育を実施する私立学校へ重点配分しているが、今後更に社会情勢の変化や教育改革の達成度に応じた助成を検討するなど、公立にはない魅力ある私立学校の教育を支援する必要がある。

(5) 修学の経済的支援の実施

①これまでの経緯と平成29年度の取組状況

■これまでの経緯と平成29年度における制度拡充

- 経済的理由により高等学校等への修学が困難な者に対する支援として、奨学資金の貸与を行っており、これまで貸与条件の緩和や入学準備金の追加など制度の拡充に努めるとともに、大学等への進学や疾病などの事情がある場合は返還の猶予も実施している。
- ・ 平成22年度から、高等学校等の授業料の負担の軽減を図るため、高等学校等就学支援金が導入され、平成26年度の制度改正で、高等学校等就学支援金の支給にあたって、保護者の所得に一定の制限を設けることにより、低所得世帯の生徒に対する支援を拡充することとされた。これを受け平成26年度から、市町村民税所得割額が非課税または生活保護の生業扶助を受けている世帯に奨学のための給付金を支給し、授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図っており、平成29年度においては、非課税世帯の第1子に対する給付金額を増額している。

■私立高等学校等特別就学補助金のこれまでの経緯と平成29年度における支給状況

・ 高等学校等就学支援金とあわせて、平成26年度に私立高等学校等特別修学補助金の実質授業料無 償化となる対象を年収250万程度から年収350万程度までの世帯へ拡充し、低所得世帯の教育費負 担軽減を図ることとし、平成29年度においては、2,707人に対して私立高等学校等特別修学補助金 を支給した。

②課題と今後の方向性

■保護者負担の軽減

・ 今後も経済的な理由により高等学校等への修学を断念することがないよう、必要な者に滋賀県奨 学資金が貸与できるよう努めていくとともに、高等学校等就学支援金など保護者負担軽減にかか る事業を継続していく必要がある。

■第1子に対する給付額の引き上げに関する国要望の実施検討

・ 奨学のための給付金は、非課税世帯の第2子に対する給付額に対し、第1子の給付額が約2/3以下となっていることから、すべての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、第1子に対する給付額の引き上げについて引き続き国へ要望する必要がある。

■申請者の事務負担の軽減

高等学校等就学支援金、学び直し支援補助金や奨学のための給付金の申請においては、申請者の 事務的負担が大きいため、今後はマイナンバー制度等を活用し、事務手続きの簡略化を検討する 必要がある。

■低所得世帯を中心とした私立高校への修学促進

経済的な理由により高等学校等への修学を断念することのないよう、今後も私立高等学校等に対する生徒の修学を促進するため、引き続き低所得世帯を中心に授業料等の負担軽減の充実に努める必要がある。

- ・経済的支援の実施は必要である。私学の就学支援については国からの補助のみではなく、学校独 自に行っているものもある。そういった部分のアピールをお願いしたい。
- ・修学のための経済的支援について更に活用しやすく、わかりやすいように、各学校や各市町の行 政機関、さらには他部局とも連携しながら一層の整備をお願いしたい。

2. 子どもの育ちを支える環境をつくる

2 教職員の教育力を高める

(1)子どもの力を引き出し伸ばす教職員の実践力の向上

教育愛と情熱にあふれ柔軟性と実践力を持ち、自ら学び続けようとする教員の育成と資質向上を図るため、OJTを取り入れつつ、高等教育機関とも連携しながら職務や経験の程度に応じた効果的な研修を進めます。 また、教職員による体罰や行き過ぎた指導によって、教育・学校への信頼が失われることのないよう、教職員の人権意識の向上とコンプライアンスの徹底を図ります。

(2)優秀で意欲のある人材の確保と適切な人事管理の推進

教員を志望する意欲のある大学生等を対象にした「滋賀の教師塾」の取組を充実させ、優秀な人材の確保に 努めます。また、教職員一人ひとりの強みを生かし、効果的な人材育成を推進するとともに、それぞれの能力 が十分に発揮できる人事配置に努めます。

(3)教職員の健康管理と働きやすい職場づくりの推進

教職員が心身の健康を確保し、ゆとりを持って子どもと向き合えるよう健康管理に努め、特にメンタルヘルス対策の総合的・体系的な取組を進めるとともに、負担軽減対策等に取り組みます。

施策(施策の取組状況					
〇成果指標・事業目標 H29目 H29目 H29目 H29目 H29目 H29目 H29目 H29目						
15	「滋賀の教師塾」の卒塾者による全課程の評価	100%	受講者が卒塾にあたり、将来、「教師として役立つ」と回答した割合が100%			
16	総合教育センターの行う小・中学校、市町教育委員 会への出張支援	65. 9%	小・中学校および 市町教育委員会の 合計数に対する、 総合教育センター 職員の出張支援回 数の割合が50%			

取組の成果と課題、今後の方向性

(1)子どもの力を引き出し伸ばす教職員の実践力の向上

①平成29年度の取組状況

■学校現場の働き方改革に向けた取組状況

・教職員が健康でいきいきと働くことができ、子ども一人ひとりと向き合う時間を確保するために 学校における働き方改革に取り組んだ。外部有識者等による「働き方改革推進会議」の意見や、 滋賀県教職員互助会が設置した現場教職員の代表による「教職員超過勤務縮減プロジェクト協議 会」での意見や取組、市町教育委員会との意見交換などを踏まえて、平成30年1月に「学校にお ける働き方改革取組方針」を策定したほか、平成30年3月に取組方針に基づく具体的な取組を取 りまとめた「学校における働き方改革取組計画」を策定した。

■OJT(On the Job Training)を取り入れた研修の実施

・ 教職員の資質・能力の向上を目指すため、OJT等を取り入れた研修を実施した。講師には各分野の専門性と幅広い知見を有する大学教授、学識経験者、企業関係者等を招聘し、研修の充実を図った。特に、5年経験者研修では、受講者がグループの一員としてOJTを実践することで活性化を促した。研修の柱となるステージ研修における受講者の研修充実度は、どれも4.3以上(5段階)と高いものとなった。

②課題と今後の方向性

■学校における働き方改革取組計画に基づいた取組の推進と進捗管理

・ 社会や経済の急激な変化、地域のつながりや支えあいの希薄化等に伴い複雑化・多様化する子どもにかかわる課題の多くを学校が担っている状況があり、加えて新学習指導要領等への対応が求められる。子ども一人ひとりと向き合う時間を確保し、教育効果を高めるための働き方改革を実現するため、「学校における働き方改革取組計画」に基づき、取組の推進や進捗把握を進める。

■キャリアステージごとの人材育成指標に基づいた研修の実施

・ 滋賀県教員のキャリアステージにおける人材育成指標に基づき教職員の資質向上を図るため、今後は、受講者が自分の課題を克服するための選択研修、学校と校外研修との往還的な研修、OJTによる研修等を取り入れ、高等教育機関等とも連携しながら自律的に学び続ける教職員を支援する研修を実施する。

(2)優秀で意欲のある人材の確保と適切な人事管理の推進

①これまでの経緯と平成29年度の取組状況

■教員の新規採用者の質の向上

- ・ 教員の大量退職に伴う大量採用の時期を迎えており、優秀な人材を確保するため、採用者の質の 維持・向上が課題となっている。
- ・本県公立学校教員を志望する大学生や大学院生等を対象として、「滋賀の教師塾」を実施すると ともに、高等学校在学者を対象に、「滋賀の教師塾出前講座」を実施した。その結果、採用選考 受験者数(小・中・高・特支)は、平成21年度の1,393名から平成30年度には2,261名に増加し、 この10年間の卒塾生1,601名の内、1,064名が合格している。実践的指導力を身に付けた教員志望 者の育成が図れた。

■管理職の資質向上と戦略的な学校経営

・大量退職に伴う管理職の交代の増加や教育課題の複雑化・多様化に対応するため、管理職の資質 向上やより戦略的な学校経営が求められるようになってきた。そのため管理職対象の研修を充実 するとともに、管理職自身の自主的な取組「滋賀の管理職塾」の支援を行った。その結果、学校 のトップリーダーとしての意識の高揚や、職責の重さについての理解の深化につながり、学校経 営の改善に生かすことができた。

■人事評価制度の実施

・ 改正地方公務員法に基づき、平成28年度より全職員を対象とした処遇に反映する人事評価制度を 実施している。校長による前後期2回の職員面談の実施や授業観察が積極的に行われるなど、教 職員の育成や能力開発、職場の活性化等につながっている。面談等を通じて、組織の要となりう る人材であることの自覚を促し、学校運営にかかわる人材を育成する等の取組が行われている。

②課題と今後の方向性

■「滋賀の教師塾」の各講座の充実

• 「滋賀の教師塾」については更なる実践的指導力の育成を図るため、学校実地体験や選択講座を 通じて、より現場の教育課題や教育の実際に触れられるよう各講座の充実を図る。

■人事評価制度のさらなる有効活用

• 改正地方公務員法に基づく人事評価制度を円滑に運用することにより、学校組織の活性化および 人材育成等を図っていく必要がある。

(3) 教職員の健康管理と働きやすい職場づくりの推進

①平成29年度の取組状況

■教職員の健康管理(定期健康診断・保健指導)の推進

・ 定期健康診断を教職員全員が受診するよう勧奨し、事後措置としては、産業医により健康管理指導区分を決定し、医療機関への受診勧奨や、就業上の制限等についての各所属への通知等を行った。保健指導では、保健師や栄養士が出向いて巡回指導を行い、生活改善に向けての自覚と行動を促した。また、長時間労働を行った職員へは産業医による面接指導を行い、併せて、長時間削減に向けて安全衛生委員会で対策等を検討するなど、職場の環境改善に努めた。

■教職員のメンタルヘルス対策

・ メンタルヘルス対策では、各種相談事業、管理職向け研修会の開催、試し出勤制度による復職支援等を行った。また、法定によるストレスチェックを実施し、教職員自身のストレスへの気づきを促し、高ストレス者へは医師による面接指導を行った。ストレスチェックの集団分析結果に基づく管理職研修等を実施し、各職場での職場環境改善への取組が積極的に行われるよう努めた。

②課題と今後の方向性

■定期健康診断の全員受診の推奨と長時間勤務者への対応

定期健康診断については、対象者全員受診に向けて引き続き受診勧奨を進めていくとともに、要受診者に対する受診勧奨を積極的に行い、教職員の健康管理に努める。また、長時間労働を行った職員に対しては、産業医による面接指導を行うとともに、安全衛生委員会の活性化をはかり、職場環境改善につなげる。

■メンタルヘルス問題の未然防止等

・メンタルヘルス対策を推進するため、管理職や上司による部下に対する声かけや相談・支援などのラインケアによる未然防止に努めるとともに、教職員への健康教育や啓発、管理者向け研修会やセミナー、長期休職者等の復職支援、各種相談事業の充実を図るほか、ストレスチェックによる研修等を通じて、職場環境改善を進める。

- キャリアステージ研修の一環として、是非、民間派遣研修を拡充し教員自身が学外の社会人としての経験を生かした指導をしていただきたい。
- ・ 人材育成指標については、大学生も各府県のものを見ながら志望先を決めている。こうした大学 の動向とも連携して人材育成については考えることが大切。

2. 子どもの育ちを支える環境をつくる

3 安全・安心な学校をつくる①

(1)全ての子どもにとって居心地のよい学校・地域づくり

いじめや不登校等の諸問題に対し、子ども一人ひとりへのきめ細かな対応ができるよう、校内の相談体制の 充実や、専門家や関係機関、地域との連携を進めます。また、いじめ防止対策推進法に基づきいじめから子ど もを守るための仕組みづくりに努めます。

施策の取組状況					
〇成	果指標・事業目標	H29実績	H29目標		
17	いじめの認知件数に占める解消しているものの割合	集計中	100%		

取組の成果と課題、今後の方向性

(1)全ての子どもにとって居心地のよい学校・地域づくり

①これまでの経緯と平成29年度の取組状況

■本県における生徒指導上の諸課題の状況

・ 平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果では、いじめの認知件数に占める解消しているものの割合が82.1%と全国平均の90.7%より低い状況にあった。学校種別では、小学校が82.8%(全国平均91.2%)、中学校が79.9%(全国平均88.9%)、高等学校が85.3%(全国平均89.4%)、特別支援学校80.0%(全国平均80.0%)となっており、特別支援学校以外の種別では全国平均を下回っている。

■スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用

- ・ 平成29年度は、平成28年度に引き続き、スクールカウンセラーを公立小学校・中学校・高等学校 に全校配置・派遣するとともに、小学校重点配置校を20校から25校に拡充し、早期発見・早期対 応および教職員の資質向上を図った。また、要請に応じて適宜カウンセラーを派遣し、相談活動 や教職員・保護者への助言等を行った。さらには、ストレスマネジメントやアサーショントレー ニング、ソーシャルスキルトレーニングおよび構成的グループエンカウンターなどの心理授業に も積極的に取り組み、教職員の資質向上と児童生徒のストレス軽減を図る活動を充実した。
- ・ スクールソーシャルワーカーの配置については、平成28年度同様19市町、19小学校に配置し、配置校を中心にして、同一市町内の他の学校での支援も行っていることから、平成29年度は県内公立小中学校のうち51%の学校への支援を行い、児童生徒が過ごしやすい環境づくりを進めるとともに、教職員に福祉的な視点を定着させ、学校の教職員の組織体制の充実を図った。
- ・そのような中、スクールカウンセラーが関わり早期対応・解決した割合は76.2%であり、スクールソーシャルワーカーが関わり解決または好転に向かった割合は29.2%であった。平成29年度のいじめの認知件数に占める解消しているものの割合は、現在集計中であるが、国のいじめの防止等のための基本的な方針に解消の2要件(いじめの行為が相当期間ないこと、被害者が心身の苦痛を感じていないこと。)が明記されたこともあり、これまで以上に外部専門家を活用しながら、丁寧な見守り活動を行っている。

■養護教諭の機能充実によるいじめの早期発見・早期対応

• 養護教諭による教育相談・カウンセリング機能の充実により、いじめの早期発見・早期対応を図ることができた。

■いじめの課題が顕著な中学校への対応

・いじめの課題が顕著な中学校7校に8人の教員を加配し、いじめ問題に対する指導の充実に努めた。また、いじめ対応を専任する養護教諭を小学校1校、中学校3校に配置した。その結果、配置校において、専任教員を中心としたいじめの早期発見・早期対応の体制づくりができた。

■「滋賀県いじめ防止基本方針」の改定

・ 平成29年3月の国のいじめの防止等のための基本的な方針の改定を受け、9月に滋賀県いじめ防止基本方針の改定を行い、各市町や県立学校に啓発を行った。その中では、いじめの問題への対応は、学校だけでなく社会における重要課題の1つとの認識を示し、これまで以上に関係機関や地域、家庭との連携強化に努めている。さらに、29年3月に改定した「いじめ対応リーフレット」に基づき、教職員への研修を行った。

■不登校問題に関する取組状況

・ 不登校については、これまでから重要な課題であり、平成26年度から2年間、滋賀県不登校対策調査研究会議を立ち上げ、関係各課および学識経験者等で総合的な対策について検討を重ねた。平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果では、在籍率が小学校0.49%(全国平均0.47%)、中学校2.79%(全国平均3.14%)、高等学校2.12%(全国平均1.64%)であり、依然として小学校と高等学校では全国平均を上回っている。そこで、平成30年3月にリーフレット「不登校児童生徒への対応について」を改定し、県内公立学校の教職員に配布し、啓発を行った。

②課題と今後の方向性

■いじめ防止のための外部専門家の知見の活用や生徒たちの自主的な活動の推進

- ・ 学校だけでは解決が困難な事案もあり、弁護士、臨床心理士、社会福祉士等の外部専門家の派遣が必要である。また、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むため、教職員が日頃から児童生徒との信頼関係を築き、児童生徒のSOSに気づく感性と適切に対応する力量を高めることが求められることから、今後も外部専門家の知見を活用し、学校の指導体制の充実を図る必要がある。
- ・ 児童生徒自らが学級活動や生徒会活動等で主体的・自主的にいじめを解決したり、いじめをなく すための取組を推進し、児童生徒の「居場所づくり」、「絆づくり」の取組の充実を図る必要が ある。
- 引き続き、いじめの問題の予防、対応への体制を充実する必要があることから、国に対して、いじめ対応教員の加配の拡充や養護教諭の複数配置の拡充を求め、いじめ対応と生徒指導に係る体制の充実を図る必要がある。

■不登校対策のための不登校早期対応や外部専門家の積極的な活用

・ 不登校への対策としては、滋賀県不登校対策調査研究会議のまとめやリーフレット「不登校児等生徒への対応について」等を生かし、不登校の未然防止、早期発見・早期対応、社会的自立・登校に向けた支援等について、引き続き学校現場に啓発・指導していく必要がある。また、依然として小学校、高等学校では在籍率において全国平均を上回り、中学校も1000人を超す不登校生徒がいるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の積極的かつ有効な活用を図る必要がある。

学識経験者の意見等

・小規模な小学校から大規模な中学校に入学した児童生徒の中には、入学してから疎外感を感じる 子の割合が多いように感じる。そのような分析も今後考えていく必要があるのではないか。

2. 子どもの育ちを支える環境をつくる

3 安全・安心な学校をつくる②

(2)学校安全体制の整備の推進

子どもが事件や事故の被害に遭わないよう、教職員等の危機管理意識の高揚や地域と連携した見守り体制を 推進します。

また、子どもの学校内での安全を確保するため、学校施設の耐震改修等を進め、教育施設の整備に努めます。

(3)子どもが自ら命を守る力を身に付ける教育の推進

自然災害や不審者事案について、子ども自身が危険を予測し、その危険を回避することができる力を身に付け、さらに、地域の一員として防災・防犯活動に関われるよう、関係機関と連携した実践的な取組を推進します。

施策の取組状況					
〇成	果指標・事業目標	H29実績 H29目標			
18	県立学校施設の耐震化率	100. 0%	【H29目標】 100%		
19	学校防災委員会を年間3回以上開催した小・中・高 等学校の割合	84. 1%	【H30目標】 100%		

取組の成果と課題、今後の方向性

(2) 学校安全体制の整備の推進

①これまでの経緯と平成29年度の取組状況

■学校施設の耐震改修工事にかかる取組状況

- ・ 学校施設は、生徒の学習や生活の場であることから、耐震改修工事や空調設備の整備、すべての 県立学校に防犯カメラの設置(平成28年度末完了)等を行うことにより、安全で安心な学校の環 境整備を推進している。
- 平成29年度は県立高校2校で耐震改修工事を実施し、平成29年度末ですべての県立学校において 耐震化を完了した。

■学校防災委員会を通し、消防署と連携した学校防災の推進

・ 学校防災委員会を年間3回以上開催した学校の割合は次第に上昇し、H29年度においては小学校90.5%、中学校83.8%、高等学校53.2%、特別支援学校85.7%となり、消防署と連携した学校防災の取組を推進できた。

■危機管理に関する教職員研修の充実

• 危機管理に関する教職員研修の実施率は100%で、特に心肺蘇生法(AEDを含む)についての研修が多くを占めた。

■スクールガード(学校や通学路で子どもたちを見守る学校安全ボランティア)数の増加

一時期26,000人を下回っていたスクールガード数も、平成28年度以降は26,000人を上回っている。

②課題と今後の方向性

■県立学校施設の老朽化対策

• 県立学校施設は経年劣化等が顕著であり、今後、老朽化対策を進めていく必要があるが、「事後保全から予防保全へ」の観点から、引き続き長寿命化対策を計画的に実施していく。

■学校施設の空調整備やトイレ改修による学習環境の改善

• 児童生徒が安全で安心な学校生活を送るため、空調設備整備やトイレ改修などの学習環境の改善に取り組んでいく。

■県立学校におけるブロック塀の対応について

• 現行の基準に不適合のブロック塀等は、原則全て撤去し、必要に応じ塀の再整備を行っていく。 また、現行の基準に適合している場合であっても、設計図面等で構造耐力上安全であると確認で きたもの以外は、専門家による調査を実施し、塀の安全性について確認を行う。

■スクールガードの高齢化への対応

平成29年度のスクールガード登録数は、27,061人となり、平成28年度より283人増加した。しかしながら、スクールガードの高齢化が進んでおり人材確保が課題である。見守り体制の維持のために、市町教育委員会と連携して見守り体制の在り方を検討する必要がある。

(3) 子どもが自ら命を守る力を身に付ける教育の推進

①平成29年度の取組状況

■教職員を対象とした各種研修会による安全教育の推進

- ・ 学校の危機管理意識の向上を図るため、学校園長を対象に「学校の危機管理トップセミナー」を 開催し、学校事故の未然防止や適切な事後対応の実施のため、安全担当者や生徒指導担当を対象 に「交通安全教室・防犯教室指導者講習会」を実施した。また、学校における防災教育の推進の ため、各校の防災教育コーディネータを対象に「学校防災教育コーディネーター講習会」を開催 し、各学校において児童生徒が自らの命を自らが守る安全教育が推進されるよう支援を行った。
- ・ その結果、小・中・高等学校において、実践的な避難訓練等の防災教育、発達段階に応じた防犯 教育、警察等と連携した交通安全教育などが展開されてきた。

②課題と今後の方向性

■新学習指導要領に定められる安全教育の推進

- 新学習指導要領への移行に伴い、防災教育をはじめとする安全教育のカリキュラムマネジメントの実施が必要である。上記のような各種研修会において、学校教育全体で実施する安全教育について、各学校に周知を進めていく必要がある。
- 引き続き消防署や警察署、市町防災担当課等と連携した安全教育の推進を図る必要がある。

- ・危機管理の基本は当事者意識と日頃の訓練にある。防犯担当機関との緊密な連携で備えを万全にしてほしい。
- ・校舎の耐震化は完了したが、以降はブロック塀への対応も必要である。
- ・少年の非行防止に環境づくりに「ヤング防犯ボランティア」の活動は極めて有効。好事例を共有できる連携をお願いしたい。

2. 子どもの育ちを支える環境をつくる

4 子育て環境支援の充実を図る

(1)子育て、家庭教育を支える環境づくりの推進

家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、保護者や地域の人同士が子育ての経験や悩みを気軽に語り合える場づくりや、家庭教育の支援に関わる人材育成を進めます。また、全ての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの推進や、多様な働き方に対応した良質な保育サービスの提供を進めます。

(2)子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくりに向け、虐待防止など子どもの人権を保障していく取組や、非 行防止、立ち直り支援、インターネット上等の有害情報から子どもを守る取組などを進めます。

(3)企業・事業所等と連携した家庭教育支援活動の推進

家庭教育を各家庭だけに任せるのではなく、社会全体で家庭教育を支えることができるよう、企業・事業所等との連携に努めます。また、働く保護者が子どもや地域と関わることのできる時間を十分に持てるよう、企業に対して子どもの生活習慣づくりの重要性についての啓発やワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえた具体的な取組の情報提供等を進めます。

施策の取組状況					
〇成:	果指標・事業目標	H29実績	H29目標		
20	家庭教育協力企業協定(しがふぁみ)の締結企業・ 事業所数	1, 438社	1, 330社		

取組の成果と課題、今後の方向性

(1)子育て、家庭教育を支える環境づくりの推進

①これまでの経緯と平成29年度の取組状況

■市町の保育所等の整備支援による成果等

・保育所等の待機児童の解消のため、市町の保育所等の整備を支援し、平成29年度は550人分の定員増を図ったが、平成30年4月1日現在の待機児童数は前年同月比83人増の439人となった。また、学童期の子育て支援として、放課後児童クラブの設置促進を図り、平成29年度の利用児童数は、16,116人(対前年比+1,492人)となった。

■家庭教育支援体制の充実

社会全体で家庭教育を支援する必要性が高まる中、家庭教育支援員等の配置に対する支援や研修の実施など、市町が行う家庭教育支援体制の充実を図るとともに、その重要性について啓発した。

■「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」における取組状況

・地域の子どもの育成を社会全体で担うための持続可能な体制構築をめざす「学校・家庭・地域の 連携協力推進事業」では、7市町において、家庭教育チームの組織化や学習機会の提供、地域人 材の育成に取り組み、うち4市で家庭教育支援チームが組織されるなど、地域に根ざした家庭教 育支援活動が広がりつつある。

■「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動の啓発

・「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動ポスターコンクールでは、応募があった486作品の中から選定した作品をもとに啓発ポスターを作成し、学校や公民館、企業等に配布し啓発に努めた。

②課題と今後の方向性

■保育所や放課後児童クラブの設置促進

・保育所等の待機児童の解消を目指し、引き続き、就学前児童の教育・保育の場の確保を図っていくとともに、放課後児童クラブの待機児童を解消するため、引き続き、放課後児童クラブの設置を促進し、放課後における児童の居場所の確保を図っていく。

■保護者が学ぶ機会の充実

 家庭教育はすべての教育の出発点であるという認識のもと、引き続き、地域や市町における家庭 教育支援の取組や家庭教育の担い手である保護者の学びの機会を充実するための取組を推進する 必要がある。

(2)子どもが健やかに育つ環境づくり

①平成29年度の取組状況

■少年非行の減少に向けた取組の成果等

・非行少年を生まない社会づくりの一環として、少年非行の減少と少年の規範意識醸成を目的に、 少年警察ボランティアとの連携による非行防止教室を実施した。その結果、刑法犯少年全体のお よそ6割を占めていた初発型非行(万引き、自転車盗等の犯罪で、非行の入口といわれる犯罪) は、年々減少傾向(平成27年327人、平成28年279人、平成29年242人)となっており、平成29年 は、刑法犯少年全体の半数以下となった。

■防犯ボランティアによる取組の成果等

・中学生、高校生によるヤング防犯ボランティアや、既存の子ども安全リーダー等の地域防犯ボランティアによる継続的な活動等の結果、平成29年中の本県刑法犯認知件数は8,737件と4年連続で減少し、平成28年に比べ8.7%減少するなど、子どもが健やかに育つ環境づくりに寄与できた。

■本県の刑法犯少年数の状況

・ 本県の刑法犯少年数は過去10年間減少傾向が続いていたが、平成28年中の刑法犯少年数は571人となり、平成27年に比べ1.6%増加している。

■児童虐待への対応

• 児童虐待相談件数は年々増加しているため、市町の相談体制、ネットワーク機能の強化に向け、 市町の要請に応じて、スーパーバイザーを派遣した。

■青少年立ち直り支援センター「あすくる」の取組状況

・ 少年非行の低年齢化が進む中、青少年立ち直り支援センター「あすくる」において、非行少年等の立ち直り支援に取り組んだ結果、支援完了率が65.9%であった。

②課題と今後の方向性

■低年齢少年を対象とした規範意識の向上

全体として初発型非行は減少したものの、初発型非行の触法少年(14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年)については増加傾向にあることから、引き続き、低年齢少年を対象にした非行防止教室を実施し、規範意識の向上を図る必要がある。

■ヤング防犯ボランティアの活性化

・ 平成29年末のヤング防犯ボランティア団体の数は前年度とほぼ同数を維持したが、同団体の中には自発的な活動が出来ていない団体もあるため、今後は若者の世代を対象とした防犯ボランティアサミットの開催等を通じて防犯意識の高揚を図り、若者世代の防犯ボランティア活動の活性化による子どもが健やかに育つ環境づくりを一層進める。

■少年の再非行の防止

・ 初発型非行は減少したものの、少年の再非行率については増加傾向にあることから、引き続き、 低年齢少年を対象にした非行防止教室を実施し、規範意識の醸成を図る必要がある。

■支援センター職員の意識向上

・ 支援センター職員の知識・技術の向上、関係機関との更なる連携強化を図っていく。また、若い 世代による立ち直り支援への参加を促進していく必要性がある。

■児童虐待防止に向けたさらなる対応

児童虐待への対応については、引き続き関係機関と連携し、未然防止、早期発見・早期対応、保護・ケア、親子関係の修復や子どもの自立支援までの切れ目ない支援を図っていく必要がある。

(3)企業・事業所等と連携した家庭教育支援活動の推進

①H29年度の取組状況

■家庭の教育力向上に向けた取組を進める企業との協定締結数の拡大

- ・家庭の教育力の向上に向けた職場づくりに自主的に取り組む企業・事業所との協定締結数の拡大 を図るため、比較的協定数の少ない市町の企業・事業所を訪問した結果、平成28年度の1,424企 業・事業所から平成29年度は1,438企業・事業所に増加した。
- ・協定締結企業・事業所の取組の参考となるよう、企業・事業所の具体的な取組を取材し、「特色ある実践事例」とともに、代表からのメッセージを滋賀県学習情報提供システム「におねっと」のホームページに掲載することにより、家庭教育に対する従業員の意識向上が図られた。

■企業内家庭教育学習講座の開催による啓発

・企業内家庭教育学習講座を開催し、自身の子育てについて見つめ直す機会となるとともに、ワークライフバランスの大切さについても啓発することができた。

②課題と今後の方向性

■企業・事業所との協定締結数の拡大と家庭教育学習講座等の充実

・ 家庭教育を社会全体で支援する環境づくりを推進していくため、企業・事業所との協定締結数の 拡大を図るとともに、家庭教育学習講座等の充実を図っていく必要がある。

- ・少年の非行防止のための環境づくりにとって「ヤング防災ボランティア」の活動は極めて有効。 好事例を共有できる連携をお願いしたい。
- ・家庭教育の担い手である保護者の学びの機会を充実することと、その学びを活用できるような機会の創出が必要ではないか。

2. 子どもの育ちを支える環境をつくる

5 社会全体で子どもを育てる環境をつくる

(1)地域の力を学校に生かす仕組みづくり

社会全体で学校や子どもの活動を支援する取組や地域とともにある学校づくりを推進します。

(2)社会全体で子どもの育ちを支援する取組の推進と情報の発信

全ての県民が子どもの育ちに関心を持ち、積極的な関わりを持てるよう、環境づくりを推進するとともに、県民の教育に対する関心を高めるための取組の充実を図ります。

施策の	施策の取組状況						
〇成果	指標・事業目標	H29実績 H29目標					
21	全ての小・中学校区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を持つ 学校の割合	86. 5%	90%				
22	学校支援ディレクターがコーディネートして、「学 校支援メニュー」に係る連携授業を実施した学校の 割合	60. 0%	55%				

取組の成果と課題、今後の方向性

(1)地域の力を学校に生かす仕組みづくり

①これまでの経緯と平成29年度の取組状況

■「しが学校支援センター」を活用した学校支援

- ・豊富な知識や経験を持つ地域の方々や企業・団体等が学校を支援する仕組みづくりを進める「しが学校支援センター」に学校支援ディレクターを配置し、地域の方々や企業・団体等と学校とのコーディネートを行った。
- 「しが学校支援センター」では、専門的な知識や技能を持った地域の方々や企業・団体等が学校の授業を支援する「学校支援メニュー」の発信に努めた。

■「しが学校支援メニューフェア」の開催による企業・団体等と学校の連携推進

- ・「学校支援メニュー」とは、学校への出前授業や校外学習、工場見学受入れ、外部人材の派遣など登録団体が提供する専門的な知識や技能を活かした取組であり、これまでに182団体274メニューを登録している。また、新規に登録団体とコーディネートした学校数は97校であった。
- 「学校支援メニュー」に登録している企業・団体等が会場にブースを設け、教職員と意見交換する「しが学校支援メニューフェア」を開催し、支援内容についての相互理解を深めた。
- ・ 学校と地域を結ぶ指導的役割を担う教員の養成を目的とした研修会を年間3回実施、うち第2回 研修会は、「しが学校支援メニューフェア」を同時に実施し、生涯学習・社会教育の専門的知識 の習得やコーディネート能力の向上を図った。

②課題と今後の方向性

■企業・団体等との連携による更なる学校の活動の活性化

・ 企業・団体等の専門家との連携により、学校の教育活動を活性化していくために、学校と地域を 結ぶ指導的役割を担う教員の養成に努めていく必要がある。

■「学校支援メニュー」の活用推進

• 「学校支援メニュー」の積極的な活用により、子どもの学びが深まり、学校の教育活動が活性化した事例等を収集し、学校と地域が連携・協働する仕組みづくりを一層推進していく。

(2) 社会全体で子どもの育ちを支援する取組の推進と情報の発信

①平成29年度の取組状況

■「地域学校協働本部」の取組支援

・ 地域と学校が一体となって子どもを育てる体制を整えることを目的とした「地域学校協働本部」 の取組について、実施費用の補助や好事例の発信等の支援を行った。これにより、地域と学校が 目標を共有しながら、地域住民等がボランティアとして様々な学校支援や、地域と学校の協働活 動を行う仕組みづくりに努めた。

■地域未来塾の取組支援

・ 放課後や長期休業中の学習支援を目的とした「地域未来塾」の取組について、実施費用の補助等の支援を行い、子どもの家庭における学習習慣の定着を図るとともに、地域の教育力の向上に努めた。

■学校と地域の連携推進を見据えた関係者の資質向上

・ 学校と地域の連携・協働体制を推進するため、推進協議会により各事業のあり方の検討を行うとともに、関係者の資質向上等を図るための研修会を年間5回開催した。研修会では国の施策の動向や県内外の好事例を発信することにより、関係者の意識や認識が高まり、市町における取組の充実や事業導入の促進に繋がった。

■コミュニティスクールの導入促進

・ 学校と地域住民等が目標やビジョンを共有し、力を合わせて子どもたちを育む「地域とともにある学校」づくりを進める「コミュニティ・スクール」の導入促進事業を県立(新校)長浜北高等学校で実施し、地域と連携した教育活動の充実が図れた。

②課題と今後の方向性

■「地域学校協働本部」による学校と地域の双方向の連携協働

・「地域学校協働本部」では、地域による学校を支援する一方向的な活動がまだまだ多い中、今後は、地域と学校が目標を共有して行う双方向の連携・協働による活動を充実させていく必要がある。これまでの地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い地域の方々や団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制である「地域学校協働本部」の事業の推進を支援する。

■コミュニティスクールの取組充実のための検証と啓発

・「コミュニティ・スクール」の取組を充実させるため、校内体制の検証を進めるとともに、他の 県立学校への啓発を図る。29年度に策定した「学校における働き方改革取組計画」においては、 平成31年度県内公立学校への導入指標を40%としている。

学識経験者の意見等

・ 企業は地域に受け入れられないと存続できないように、学校も地域の中核として、「地域学校協 働本部」や「しが学校支援センター」の一層の取組強化をお願いしたい。

柱3 すべての人が共に育ち、 社会を創る生涯学習を振興する

学識経験者からの柱3全体への御意見

・滋賀県は講座数や地域との連携等、生涯学習分野では他県の追随を許さない先進県であると考える。次期教育振興基本計画は、そのような特徴が上手く出るようなものにしていく必要があるのではないか。

基本目標を達成する ための3つの観点 3. すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する

1 社会的課題に対応した学習の推進

(1)環境に配慮した社会づくり

持続可能な社会づくりの実現に向けて、県民一人ひとりが生活様式を環境に配慮したものへと転換していく ため、環境学習の充実を図ります。

(2)人権尊重と共生の社会づくり

生涯にわたり社会を生きる一人ひとりが人権に対して正しい理解を持ち、全ての人にとってより住みやすい 社会を形成していくための学習を推進します。

(3)消費者教育、交通安全教育等の推進

一人ひとりが社会において安全に、よりよく生活していくために、日常の暮らしの中で必要な知識や情報を 得られるよう、取組を推進します。

取組の成果と課題、今後の方向性

(1)環境に配慮した社会づくり

①平成29年度の取組状況

■低炭素社会づくり講座の実施

・地球温暖化問題や低炭素社会づくりの必要性については、一人ひとりがその重要性を意識して身近な問題として捉え、自発的な取組として広がる事が重要であることから、学習の機会を提供した。平成29年度は低炭素社会づくり講座を県内の小・中学校等において58回、地域や団体に対し64回、計122回実施した。

■琵琶湖博物館における環境学習の場づくり支援

・琵琶湖博物館では、自治会や子ども会等の地域団体や学校、企業、市町などから相談を受け、環境学習に関する活動団体や講師の紹介、研修場所や企画内容等について情報提供を行うほか、ホームページやメールマガジン等により情報発信を行い、環境学習の活動の場づくりを支援した。また、環境ほっとカフェを開催し、活動者のスキルアップを図るとともに環境学習活動者交流会を開催し、指導者・活動者のネットワーク強化を促進した。

②課題と今後の方向性

■継続した環境学習の推進

・本事業により、学校や地域において、地球温暖化問題に対する正しい知識の習得や省エネの実践 行動など、低炭素社会づくりに向けた取組が推進された。今後も、学校や地域と一層連携し、継 続的に幅広く低炭素社会づくりに向けた環境学習を推進していく必要がある。

■琵琶湖博物館と関係機関との連携による環境学習の推進

・ 琵琶湖博物館では、引き続き、活動者や指導者、そして環境学習活動を実施している県内大学生 とのネットワーク強化に努めるとともに、学校教員向けに環境学習に関わる情報提供を行うほ か、企業が所有するビオトープを学習の場として活用させてもらうための連携を進める。

(2)人権尊重と共生の社会づくり

①平成29年度の取組状況

■人権教育に関する教材や研修会の充実

・人権啓発資料「波紋」の作成や視聴覚教材(DVD)を新たに18本購入し、人権教育に関する教材を充実させ、194件の貸出を行った。また、学区や自治会ごとに開催される地区別懇談会や、企業・団体等が開催する人権研修会等の充実を図った。(県内地区別懇談会実施述べ回数2,433回、参加延べ人数55,852人)

②課題と今後の方向性

■県内各機関などへの支援と啓発資料のさらなる充実

・ 今後も、県民一人ひとりが、人権問題を自らの生き方に関わる問題として受け止めていくことができるよう、県内の関係機関等への支援を行うとともに、学習教材や啓発資料の充実を図っていく必要がある。

(3) 消費者教育、交通安全教育等の推進

①これまでの経緯と平成29年度の取組状況

■関係団体と連携した消費者教育・啓発の実施

・インターネット関連の消費者問題の増加や悪質商法の手口の多様化により、消費者被害は若者から高齢者まであらゆる年代に発生している。自立した消費者を育成するため、体系的な消費者教育の推進を図っているところであり、平成29年度には、小学校低学年向け消費者教育教材を活用した出前講座を関係団体と連携して実施したほか、消費者教育に関心のある学生を募集し、同年代や低年齢層を対象とする消費者教育・啓発活動を行った。また、高齢者等の消費者被害を防止するため、関係団体と連携し、消費者被害防止に役立つ情報を提供した。

■交通事故防止に向けた取組

・「滋賀県交通安全県民総ぐるみ運動」における年間目標値「平成29年までに交通事故死者数51人以下、死傷者数6500人以下」を達成するため、関係機関・団体と連携して地道に展開した。

②課題の検証と今後の方向性

■若年層に対する消費者教育の充実

・ 消費者教育の推進について、関係団体等との連携を図ることで、効果的に実施することができた。今後は、自らの購買行動が、経済だけでなく社会や環境にも影響を与えることを自覚する「消費者市民社会」という考え方の浸透を目指しながら、各自の学びが行動につながる消費者教育の充実を図っていく。また成年年齢の引下げにより若者の消費者被害が増大するおそれがあることから、若年層への消費者教育を充実させる必要がある。

■交通事故減少に向けた啓発活動の推進

- ・ 平成29年中に県内で発生した交通事故は、発生件数は4,876件(対前年比△418件)、死者数55人 (対前年比+2人)、傷者数6,178人(対前年比△473人)であった。高齢者の交通安全指導員養成 講座、幼児交通安全指導者研修会による指導員の養成や、年間を通じた各種啓発活動に努めてお り、今後も交通事故減少に向けた啓発活動を積極的に行っていく。
- 平成29年中に県内で発生した交通事故の発生件数のうち、自転車の関係しているものは772件(対前年比△26件)であった。「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」(平成28年2月26日施行)の内容を周知するため、今後も正しい自転車の利用促進と自転車の交通事故防止に向けた啓発活動を進めていく必要がある。また併せて、同条例に規定されている自転車賠償保険の加入義務についても、自転車を利用するすべての人が加入するように、引き続き周知を図る。さらに、幼児、児童または生徒や高齢者が自転車に乗車する時には、保護者や児童生徒に自転車通学を許可している学校の教師など保護する責任のある者および高齢者の家族は、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならないことを周知する。

- 環境学習については、環境分野に関係する多くの大学や企業の協力を得ながら取り組んでいただきたい。
- ・ 滋賀県、経済界が取組んでいるSDGs (持続可能な開発目標)を教育界でも積極的に採り上げ、環境教育の意識向上を図っていただきたい。

基本目標を達成する ための3つの観点 3. すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する

2 健康づくりと生涯スポーツの振興

(1)誰もが親しめるスポーツ活動の充実

年齢や性別、障害等を問わず、全ての県民が「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツを行えるよう、 地域における運動・スポーツ活動の充実を推進します。

(2)スポーツ環境の整備・充実

県民が気軽にスポーツを楽しむことができる環境の整備・充実を図ります。

施策の取組状況					
〇成:	果指標・事業目標	H29実績	H29目標		
23	県内総合型地域スポーツクラブで指導する有資格者 数(累計)	263人	771人		

取組の成果と課題、今後の方向性

(1) 誰もが親しめるスポーツ活動の充実

①これまでの経緯と平成29年度の取組状況

■滋賀県競技力向上基本計画の見直し

・競技力向上対策では、平成26年12月に策定した「滋賀県競技力向上基本計画」に基づき、平成27年3月に「滋賀県競技力向上対策本部」を設置し、各競技団体と連携し各種の強化対策事業を行ってきた。平成29年には基本計画で示した準備期の結果を踏まえ、基本計画の見直しを行った。

■地域の総合型地域スポーツクラブの育成・支援

・ 地域住民が主体となり地域のスポーツ環境等を形成することを目的とした総合型地域スポーツクラブを育成・支援するため、研修会や講習会等を開催するとともに、市町巡回・調査などを行った。

■滋賀県スポーツ大使の任命・県民との交流機会の創出

- ・ スポーツの魅力を発信いただく「しがスポーツ大使」を3名新たに委嘱するとともに(累計29人・ 団体)、スポーツイベント等を通じ、県民とスポーツ大使との交流機会の創出を図った。
- 子どもたちにトップレベルのスポーツを生で観戦し、将来への夢や希望を育む機会を提供するとともに、本県を拠点として活躍するスポーツチーム等を応援するための交流機会の創出を図った。

■知的障害者を対象としたスペシャルスポーツカーニバルの実施

・陸上競技をはじめとする6種類の個人競技とバレーボール競技をはじめとする4種類の団体競技により、滋賀県障害者スポーツ大会を開催し、積極的な障害者スポーツの振興に努めるとともに、知的障害者を対象としたスペシャルスポーツカーニバルを実施し、知的障害者の相互の親睦と体力の向上を図った。

■自転車走行環境の整備

• サイクルサポートステーションやサイクルスタンドの設置およびサイクルツアーガイドの養成など、誰もがビワイチを快適に楽しめる環境づくりに努めた。また、安全に走行できるよう、自転車走行環境の整備を行った。

②課題と今後の方向性

■各競技団体との連携による競技力の向上

• 充実期の目標達成に向けて、各競技団体との連携をより一層強め各競技団体が作成した強化計画に基づき、着実に強化事業を進めていくことで、競技力の向上に努める。

■総合型地域スポーツクラブの後継者育成

・総合型地域スポーツクラブが、更に健康で活力に満ちた地域社会の実現に貢献できる組織へと発展するよう、総合型地域スポーツクラブ連絡協議会と連携を図りながら、取組を進めていく。また、関係者の高齢化が進んでいることから、後継者の育成に努める必要がある。

■障害者スポーツに関する課題と今後の取組

- 障害種別に応じたスポーツ教室の開催や会場までのアクセス、総合型地域スポーツクラブ自体の 財務状況など、継続して障害者向けの取組を進めていくための課題が多くあることから、専門家 による助言を受けつつ、これらの課題解決に向けた取組を進めていく。
- ・ 滋賀県障害者スポーツ大会やスペシャルスポーツカーニバルへの参加者は近年減少傾向にあるため、地域でのスポーツ環境の充実等を図り、新規参加者数の増加に努める。

■安全・快適な自転車走行環境のさらなる整備

• 誰もが安全で快適なビワイチを楽しむことができるように、引き続き、サイクリストの受入体制 や自転車走行環境を整備する。

(2)スポーツ環境の整備・充実

①これまでの経緯と平成29年度の取組状況

■県民のスポーツボランティア参加のための機会づくり

・ すべての県民が身近にスポーツを楽しみ、自ら進んで参画し、互いに連携・協働することを通じて、幸福で豊かな生活を営むことができる共生社会の実現を目指し、平成25年3月に策定された「滋賀県スポーツ推進計画」に基づき、スポーツボランティアの重要性や必要性について積極的に啓発するとともに、養成・活躍機会の提供等を行うことで、ボランティアとしてスポーツ活動へ参加するための機会づくりに取り組んだ。

■県内のスポーツ大会への支援

• びわ湖毎日マラソンや朝日レガッタ、県民総スポーツの祭典など、県内で開催される様々な大会への支援をとおして、スポーツ振興に努めた。

②課題と今後の方向性

■スポーツクラブ等への委託を通したボランティア

・ ワールドマスターズゲームズ2021関西や第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会等の大規模スポーツ大会の開催を見据え、スポーツ分野における独自のノウハウや実践的な活動機会(試合等)等を有するスポーツクラブ等への委託を行い、本県におけるボランティア人材の蓄積、スポーツボランティア活動への参画機会の拡大に努める。

■国体を見据えたスポーツ環境の整備

・第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会への機運醸成に向け、県民一人ひとりが、健康で明るくいきいきと生活するために、日常生活の中で「する」、「みる」、「支える」など様々ななかかわり方で、自ら進んでスポーツに親しみ、楽しむことができるよう、環境整備に努める。

- ・いま滋賀県出身のスポーツ選手が話題になる中で、子どもたちがそういった選手とふれあい、夢を持てるような機会を増やしてはどうか。
- ・ 本県においては、ボランティアの気運が高い等の特徴があるのでしっかりその良さを発信してい く必要がある。
- ・働き方改革にもつながるが、地域の総合スポーツクラブとの連携を行う事で地域の活性化や先生 の負担減にもつながるのではないか。
- ・ 国体を見据えたスポーツ環境の整備の為にも、企業も巻き込んだ有資格スポーツ指導者の拡充強 化が必要。

基本目標を達成する ための3つの観点 3. すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する

3 魅力ある文化の振興と歴史文化に親しむ機会の充実

(1)文化芸術や文化財の持つ魅力の発信

多様な文化芸術や文化財、そして本県の福祉の歴史の中から生み出され、育まれてきたアール・ブリュットについて、「美の滋賀」づくりをはじめとする取組の中で、その魅力を広く発信するとともに、教育・観光等の幅広い分野で活用し、人々が文化芸術や歴史文化に親しむ機会の充実を図ります。また、次代の文化芸術の担い手の育成等を進めます。

(2)文化財の保存・継承、活用の推進

県内の豊かな有形、無形の文化財を保存・継承し、活用していくために、地域の文化財を地域の暮らし、信仰の中で大切に守り伝えてきた伝統や文化を大切にする意識を育て、地域の人々とともに保存と活用に取り組んでいきます。

施策の取組状況					
〇成县	果指標・事業目標	H29実績	H29目標		
24	「千年の美つたえびと」の養成者数(累計)	-	900人		

取組の成果と課題、今後の方向性

(1) 文化芸術や文化財の持つ魅力の発信

①これまでの経緯と平成29年度の取組状況

■「世界遺産」「日本遺産」への登録推進とシンポジウムの開催

・本県の文化財の価値を高め、その魅力を県内外に発信することで、地域の誇りや文化財を守り伝えていく意識の醸成、さらには観光振興等につなげてきた。平成29年度においても、「世界遺産」や「日本遺産」への登録推進を図るとともに、本県に所在する戦国時代の城跡や古戦場をテーマに県内外でシンポジウムや講座を開催した。

なお、日本遺産の認定を通して本県の文化財の評価の向上を図ることができ、また、シンポジウムの講座の開催により、本県の文化財の魅力を県内外に発信することができた。

■琵琶湖文化館の機能移転に係る調査

・ 現在休館中の琵琶湖文化館の機能の円滑な移転を進めるために、国宝・重要文化財を含む収蔵品の整理調査等を実施した。

■安土城考古博物館における展示、普及啓発事業の実施

・安土城考古博物館では、平成4年の開館以来、「城郭」と「考古」をテーマとした魅力ある展示、普及啓発事業を通して、滋賀の歴史や文化を発信し、理解を深める機会を提供することにより、県民文化の向上に資している。平成29年度においては、特別展2回、企画展2回、特別陳列7回、常設展、普及啓発等の事業を実施した。(平成29年度入館者数:38,970人)

②課題と今後の方向性

■県内に所在する文化財の魅力発信

・本県は豊かな歴史に育まれた豊富な文化財を有しているが、その存在や価値が十分に知られていない。このため、県内に所在する文化財の魅力を県内外に発信し、本県の文化財の魅力の発信に努めてきたところであるが、まだまだ十分とは言えない状況にある。このため、引き続き観光部局との連携や、「ここ滋賀」における情報発信機能の活用など様々な場面を活用して文化財の魅力を県内外に発信し、地域の誇りと文化財を守り伝えていく意識の醸成、さらには観光振興等に繋げていく。

■琵琶湖文化館の機能の継承

・ 知事部局と連携しながら、琵琶湖文化館の機能の継承について、引き続き取り組んでいく必要がある。

■安土城考古博物館におけるファンのニーズに対応した展覧会等の実施

・ 安土城考古博物館の入場者数が伸び悩んでいることから、人気の高いテーマの展覧会を開催するなど、ファンのニーズに対応したものとなるよう工夫するとともに、インターネット等を活用した広報活動を積極的に推進することにより、入館者の増加に努め、文化財に親しむ機会を提供していく。また、城郭にまつわるシンポジウムを東京で開催するなど、地域への誘客を図り、入館者増につなげていく。

(2) 文化財の保存・継承、活用の推進

①これまでの経緯と平成29年度の取組状況

■文化財の保存修理等の実施状況

・文化財の適切な保存・継承のために、平成25年度に創設した「滋賀県文化財保存基金」を活用 し、国指定・県指定文化財の保存修理等に対する支援を行っている。平成29年度においては、国 指定・県指定文化財計26件に対して保存修理等を進め、文化財の保存・継承を図った。

■文化財講座等の周知

・様々な団体が企画した文化財の講座や探訪等のイベントを積極的にメールで配信するなどし、文化財の活用の促進を図ってきている。平成29年度においても、様々な団体が企画した文化財の講座や探訪等のイベントをメールにより積極的に配信した。285件配信し、56,282名の参加があった。

■地域で文化財を保存継承するための取組状況

・文化財の保存・継承に向けて、滋賀に長く伝わる美術工芸品や祭礼行事などを地域で守り伝えていくために必要な人材の育成を図るため「滋賀の美と祭りのこころを伝える事業」を実施した。 平成29年度においては、語り部づくり事業を3回実施(守山市玉津地域、長浜市高月地域、甲賀市甲南地域:参加者71人)、担い手研修事業を2回開催(甲賀市土山町黒川、栗東市笠川:参加者62人)、また、取りまとめ研修会を1回開催(参加者:21人)した。

【昨年度までの関連する外部有識者の意見等】

・地域の文化財を地域の人々が守り発信していく取組を進めていただきたい。

②課題と今後の方向性

■計画的な文化財の保存修理の実施

• 全国有数の文化財を有している中で、文化財の価値を損なわないために、文化財の保存、維持に は適切な時期に適切な修理等を実施する必要があるため、引き続き、計画的に適正な保存修理を 進めていく。

■文化財を保存・継承するための仕組み作りの検討

・本県の文化財の多くは地域の人々の生活と信仰の中で大切に守り伝えられてきたが、人口減少の 局面に入り、地域による保存・継承が困難になりつつあり、本来地域が持っていた文化財を守り 伝える力を補完する新たな仕組みづくりが課題となっている。このため、本県における文化財の 保存・継承のための仕組みづくりの検討を進める。

- ・ 県民の文化財に対する意識の稀薄さが、魅力発信の低さにつながっており、幼少期から文化財に ふれる機会や保存することの大切さを教える必要がある。
- ・ 先ずは、もっと県民が滋賀の歴史や、文化財を知ってもらう、興味をもってもらえるような取組 が必要ではないか。

基本目標を達成する ための3つの観点 3. すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する

4 生涯学習の場の充実

(1)社会教育体制等の整備推進

県民の学びの欲求に応えることができるよう、各市町の公民館等における学習機会の充実に努めるとともに、社会教育関係団体や、高等学校、大学等と連携して学習機会の充実に努めます。

(2)学習情報提供・学習相談の充実と地域で実践する生涯学習社会づくり

県民の生涯学習を支援するため、一層、講座情報の収集や未登録団体へ情報提供を働きかけることで「におねっと」の内容充実を図るとともに、利便性の向上を図ります。

また、生涯学習の推進を図るため、公民館、図書館などの地域にある身近な所で、主体的に学習活動が行える、学びの場づくりを支援します。

施策の取組状況				
〇成.	果指標・事業目標	H29実績	H29目標	
25	「におねっと」の講座情報登録数	2, 208件	2, 100件以上	

取組の成果と課題、今後の方向性

(1) 社会教育体制等の整備推進

①これまでの経緯と平成29年度の取組状況

■これまでの社会教育体制等の整備にかかる経緯と平成29年度における体制整備の推進

- ・ 多様化、高度化する県民の学習ニーズに応えるべく、身近な社会教育施設や県立学校、大学等が 連携し、体系的な学習機会を提供する「淡海生涯カレッジ」を、平成8年度から平成27年度まで 実施し、地域の特色を生かした継続的・段階的な学習の機会を提供してきた。
- ・平成28年度からは、平成28年3月に策定した「滋賀の生涯学習社会づくりに関する基本的な考え方」に基づき、「市民性の育成」、「地域創生」、「次世代への継承」の視点を重視し、学習者の学びを地域で生かす、また行動につなげる機会の充実を図るため、市町が主体的に行う絆づくりや活力ある地域づくりに結びつく学習機会提供の取組に対し支援を行う「地域づくり型生涯カレッジ推進事業」を実施している。
- ・平成29年度は、4市に補助金の交付、2市にアドバイザーの派遣、研修会および実践フォーラムの開催等を実施した。

【昨年度までの関連する外部有識者の意見等】

「地域づくり型生涯カレッジ」を全県に広げると同時に、事業自体の充実を図っていただきたい。

②課題と今後の方向性

■市町への支援事業から得られた成果を生かす取組の推進

「地域づくり型生涯カレッジ推進事業」での取組の成果などを積極的に発信し、学習者の学びを地域づくりに結びつけていく機会を全県的に広げていくよう努める。

(2) 学習情報提供・学習相談の充実と地域で実践する生涯学習社会づくり

①平成29年度の取組状況

■しが生涯学習スクエアの活用推進

・生涯学習の総合窓口として、県民の主体的な学習を支援する「しが生涯学習スクエア」(県庁新館6階)を運営し、人権や生涯学習にかかわる視聴覚教材を整備するとともに県民に提供しており、平成29年度には332件の貸出を行った。

■「におねっと」による生涯学習関連の講座情報発信

・インターネットによる学習情報提供システム「におねっと」を県民に提供している。県内の生涯 学習にかかわる講座情報を掲載しており、平成29年度には2,208件を登録・発信した。

■「滋賀の生涯学習社会づくりに関する基本的な考え方」の周知

• 「滋賀の生涯学習社会づくりに関する基本的な考え方」について、研修会で関係機関等に周知し、生涯学習に関する取組の基本的な理念や目指すべき姿、取組の視点や県の施策展開の方向性を示し、共通理解を図った。また、県民が参加する講座やイベントでリーフレットを配布し、周知に努めた。

【昨年度までの関連する外部有識者の意見等】

・今後は、「滋賀県の生涯学習社会づくりに関する基本的な考え方」の精神を全県に広げるよう努めていただきたい。

②課題と今後の方向性

■視聴覚教材の貸出し利用の現状と今後の取組

・ 視聴覚教材の貸出利用が前年度比で22%減少している。VHSからDVDへの移行や時代のニーズに合った内容の教材整備など、より活用しやすい視聴覚教材の整備を進めるとともに、チラシの配布などで広く周知し、利用者の増加を図る。また、様々な情報源から生涯学習にかかわるイベントや講座情報を収集・提供し、県民と事業関係者を結ぶ役割を果たすことで、生涯学習の普及啓発に努める。

■引き続き生涯学習社会づくりに関する基本的な考え方の発信

・ 社会の力で市民性を育み、活力ある地域を創生する生涯学習社会づくりを推進するため、「滋賀の生涯学習社会づくりに関する基本的な考え方」を広く発信し、更に各主体と協働して事業を推進することが必要である。

- ・生涯学習の積極的な取組は、高く評価できる。学びの機会を広げる上でもSNSの活用など新た な媒体を検討してほしい。
- ・より多くの県民の方々に参加して頂けるよう、取り組んでいる講座のさらなる啓発が必要ではないか。

3. すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する

生涯学習の場の充実

(3)読書環境の整備と読書活動の推進

県民の主体的な学びを推進するために、読書環境の充実や読書活動の推進を図ります。特に、子どもが読 書意欲を高め、読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの読書活動を推進します。

(4)学びの成果を社会に生かす仕組みづくり

県民がボランティア等として学びの成果を生かせるよう、福祉や環境等の分野や、学校支援活動、社会教 育施設等における活動の機会提供の充実を図ります。

また、生涯学習を行う人々が、学びを通じて多くの人とつながり、学びがより豊かなものになるよう、交 流や情報交換の場づくりを支援します。

施策の取組状況					
〇成果指標・事業目標		H29実績	H29目標		
26	県立図書館来館者数	237, 364人	264, 000人		

取組の成果と課題、今後の方向性

(3) 読書環境の整備と読書活動の推進

①平成29年度の取組状況

■県立図書館における取組状況

- 今後10年間、県立図書館を運営していくにあたっての方向性と重点的に取り組むことについて検 討を重ね、平成29年度末に「これからの滋賀県立図書館のあり方」を策定した。
- ・県民の学びを支えるために、市町では所蔵が難しい幅広い分野の専門書等の学術的資料、製造業 や研究開発の場で働く県民の仕事に役立つ工学関係資料、さらに文字による図書を読むことが困 難な方に向けた録音資料等の計画的整備を行い、資料展示や新着情報のメールマガジンによる配 信等により資料の広報を行うとともに、遠方からでも市町立図書館を通じて県立図書館の資料を 利用できるネットワークの仕組により、県民への資料提供に努めた。

■「サピエ図書館」への加入と録音資料の提供

全国視覚障害者情報提供施設協会が運営する「サピエ図書館」(視覚障害者および視覚による表 現の認識に障害のある方々に対して様々な情報を提供するネットワーク)に加入し、視覚に障害 のある方の希望に応じて、録音資料の提供などを行った。

■小・中学校の学校図書館の環境整備支援

子どもの読書活動を推進するため、国内で発行された児童書の多くを収集整備し提供するととも に、「学校図書館活用支援事業」により、子どもの最も身近な読書施設である小・中学校の学校 図書館の環境整備への支援を行った。

②課題と今後の方向性

■これからの滋賀県立図書館のあり方の行動計画の策定と取組の推進

• 平成29年度末に策定した「これからの滋賀県立図書館のあり方」に基づき行動計画を策定し、計 画で定めた取組みの点検評価を行いながら着実に推進していく必要がある。

■図書資料の整備と所蔵資料等の情報発信

・県民の幅広い資料要求に対応できるよう、継続的な図書資料の整備を行うとともに、所蔵資料や 実施サービス等の情報発信および市町立図書館への支援を通じて全県民への充実した読書環境の 提供を目指す。

■「学校図書館活用マニュアル」の活用と学校図書館の運営支援

学校図書館活用支援事業の実績を基に平成29年度に作成し、各市町教育委員会や図書館に配付し た「学校図書館活用マニュアル」を活用して、市町立図書館や学校司書と連携して学校図書館の 運営支援を行っていく必要がある。

(4) 学びの成果を社会に生かす仕組みづくり

①これまでの経緯と平成29年度の取組状況

■NPO等の情報発信等を行う淡海ネットワークセンターへの支援

- あらゆる機会を捉えて社会貢献活動の魅力を伝え、その活動への参加機会を提供するとともに、 専門的な知識と実績を有し、NPO等に関する幅広い情報の発信、人材育成事業や助成事業を 行っている淡海ネットワークセンターへの支援事業を実施してきた。
- ・ 淡海ネットワークセンターでは、NPO等の活動情報を掲載した情報交流誌「おうみネット」を 年4回(各号10,000部)発行し、県内の図書館等の公共施設等に配布することで、社会貢献活動 についての県民の意識や理解を深め、また、人材育成事業や助成事業を通じて、NPO等の基盤 強化につなげた。

②課題と今後の方向性

■本県のNPO法人の活動基盤強化

- ・ 平成28年4月に本県が所管する全てのNPO法人に対してアンケートを実施したところ、運営上の課題として、概して活動基盤が脆弱で、資金面や人材面での課題を抱えている法人が多く見られた。今後も、引き続き淡海ネットワークセンターへの支援事業を通じて、NPO等の活動基盤の強化を図るとともに、地域で活躍する人材の育成を行う。
- ・ NPO等の基盤強化のため、志あるお金で地域を支える市民活動につなげる目的で創設された「未来ファンドおうみ」を積極的に広報するとともに、これまでの相談事業や助成事業の成果および社会環境の変化を踏まえた基金メニューの多様化を図り、寄附文化の醸成と寄附者の発掘に努める。

- ・いまこのようなスマートフォンから簡単に情報が入る中で、なかなか本を読むためだけに図書館に行くということは考えにくい。図書館には本を貸し出すことに併せて文化的な付加価値が必要ではないか。
- ・子どもの読書意欲を高める為、滋賀出身或いは、関西出身作家を招いての懇談会の開催などで話 題性を上げる企画をするなどの工夫が重要である。

3 第2期滋賀県教育振興基本計画の成果指標・事業目標の進捗状況

	指標・事業	(H24実績) (策定時実績)	(H27実績) (前々年度実 績)	(H28実績) (前年度実績)	H29実績	H29目標 (策定時目標)	H30目標 (策定時目標)	評価区分 H29 評価と課題	所管
1.	子どもたちのたくましく生き 1 「確かな学力」を育む	る力を育む							
1	教員が授業中の働きかけや子 どもの学習活動を分析し、相 互に研修する回数(授業研究 を伴う校内研修を年間11回以 上実施している学校の割合)	小学校 21.0% 中学校 6.6%	小学校 23.6% 中学校 13.8%	小学校 86.1% 中学校 74.0%	小学校 88.1% 中学校 81.1%	小学校 80% 中学校 80%	小学校 80% 中学校 80%	● 受業研究を伴う校内研修の実施率は大きく向上したが、今後は、校内研修の内容をいっそう充実させ、授業改善のポイント等について全教員での共有化を図り、指導力を向上させる必要がある。	幼小中教育 課
2	「国語の授業の内容がよく分 かる」と回答した児童生徒の 割合	小学生 36.6% 中学生 15.3%	小学校 35.2% 中学校 20.0%	小学校 35.2% 中学校 24.2%	小学校 39.7% 中学校 26.0%		小学生 40% 中学生 30%	○ 小中学校ともに改善傾向にあるものの、いっそうの指導方法の改善が必要な状況である。個々の子どもの学習状況の把握に努め、支援を充実させなければならない。	幼小中教育 課
3	放課後を利用した補充的な学習サポートを実施する小学校の割合(週1回以上実施している学校の割合)	3. 0%	28. 3%	31. 4%	H28で事業終了	30%以上	30%以上	ー 放課後活用事業等により、H28末で目標 を達成したが、今後は退職教員の豊かな 経験を活用した学校教育活動支援事業等 を活用し、補充的な学習のサポートに努 める。	幼小中教育 課
4	不読者(月に1冊も本を読ま ない児童生徒)率	小学生 3.5% 中学生 17.2% 高校生 41.8%	小学生 2.5% 中学生 13.8% 高校生 42.6%	小学生 2.6% 中学生 12.6% 高校生 41.0%	小学生 2.9% 中学生 12.3% 高校生 40.2%	小学生 2.3% 中学生 11.0% 高校生 32.0%	中学生 10.0%	△ 目標値は達成には及ばなかったが、おおむね改善傾向にあり、引き続き小・中・高すべてにおいて、全国平均を下回っている。ただし、高校生の不読率は、全国結果同様に依然高い数値で推移しており、改善を図る必要がある。	生涯学習課
:	2 「豊かな心」を育む								
5	「自分にはよいところがあ る」と回答した児童生徒の割 合	小学生 78.0% 中学生 64.2%	小学生 76.8% 中学生 64.9%	小学生 78.4% 中学生 67.1%	小学生 78.7% 中学生 68.8%		小学生 83% 中学生 70%	○ 自尊感情の重要性に対する理解と取組の 広がりから増加傾向にあるが、目標値に は達していないため、継続した取組が必 要である。	幼小 甲教育
6	人権教育において「参加・協 力・体験」的な学習を行って いる学校の割合	84. 0%	98. 5%	100. 0%	100.0%		100%	○ 教員の意識の向上により「参加・協力・体験」的な学習が定着してきた。自ら「考え、感じ、行動する」学習を通して、実践的な行動が身に付けられるよう、更なる工夫・改善に取り組む必要がある。	人権教育課

	指標・事業	(H24実績) (策定時実績)	(H27実績) (前々年度実 績)	(H28実績) (前年度実績)	H29実績	H29目標 (策定時目標)	H30目標 (策定時目標)	評価区分 H29 評価と課題	所管
7	主体的に文化芸術活動に取り 組む高校生の割合 3 「健やかな体」を育む	24. 4%	27. 3%	26. 7%	25. 4%	27. 4%以上	27. 4%以上	文化部の加入率は昨年度より減少傾向にある。学校や文化部の各部会、県高等学校文化連盟と連携し、文化部活動の充実・拡大を図るとともに、魅力ある文化芸術活動の振興と普及に努める。	高校教育課
8	3 「健やかな体」を育む 小学校「健やかタイム(10分間運動)」の実践校数		152校	223校	222校 (全小学校)		全小学校	○「平成29年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、「体育授業以外で全児童に対して体力・運動能力の向上に係る取組を進めてきた」と回答する学校の割合が全国平均値を5.9ポイント上回る状況となった。 ○新学習指導要領の先行実施に向けて、10分間運動の継続が難しい状況のため、各学校の実情に合った取組として充実させていく必要がある。	保健体育課
9	子ども体力向上授業実践交流に参加する小学校教員数		234人	268人	243人	230人	230人	○ 県内を4ブロックに分けて実施することにより、近隣の会場に参加しやすいことから、目標値を超えることができた。 働き方改革に伴い、教職員全員が受講する研修として実施していることについて、今後の方向性を検討していく必要がある。	保健体育課
10	中・高等学校教員の運動部活 動指導者研修会受講者数(累 計)		1, 016人	1, 352人	1.679人	1, 500人	1, 800人	O 平成25年度より、年2回、体罰によらない適切な部活動指導者の育成を目的として、県内中学校、高等学校の運動部活動顧問を対象に、講義や大学教授等の外部講師を招いての講演を行っている。今後も研修内容のさらなる充実に努めていきたい。	保健体育課
	1 「滋賀の自然や地域と共生	する力」を育む						Δ	
11	県内公立登録博物館を学校教育で訪れた県内小・中学校の 児童生徒数	24, 807人	19, 590人	24, 132人	25, 134人	26, 800人	27, 300人	博学連携を更に強化し、学校教育の一環 として博物館を訪れる小中学校児童生徒 数の増加に取り組んでいく。	文化財保護 課

	指標・事業	(H24実績) (策定時実績)	(H27実績) (前々年度実 績)	(H28実績) (前年度実績)	H29実績	H29目標 (策定時目標)	H30目標 (策定時目標)	評価区分 H29 評価と課題	所管
Ę	5 共生社会に向けた多様なニ・	ーズに対応する教	育の推進						
12	「個別の指導計画」を作成し ている児童生徒の割合	小学生 74.8% 中学生 66.0% 高校生 32.3%	小学生 91.2% 中学生 81.1% 高校生 56.9%	小学生95. 4% 中学生86. 4% 高校生76. 7%	小学生96.4% 中学生91.1% 高校生78.3%		小学生 100% 中学生 100% 高校生 80%	○ 小学校・中学校・高等学校ともに、目標値以上の実績をあげることができた。今後も、小・中学校については、市町担当者会等を通じて、引き続き作成率の向上と指導計画の活用促進を徹底し、高等学校については、巡回指導員の派遣等により作成率の向上に向けた取組を推進する必要がある。	特別支援教 育課
13	「個別の教育支援計画」を作 成している児童生徒の割合	小学生 36.3% 中学生 32.6% 高校生 11.6%	小学生 55.9% 中学生 53.4% 高校生 31.2%	小学生69. 4% 中学生64. 2% 高校生39. 2%	小学生73.7% 中学生70.6% 高校生48.7%		小学生 80% 中学生 80% 高校生 50%	○ 小学校・中学校・高等学校ともに、目標値以上の実績をあげることができた。今後も、市町教育委員会や高等学校への指導を徹底することで、保護者や医療、福祉といった関係機関との連携を促進させ、教育支援計画の更なる作成率の向上を図る必要がある。	特別支援教 育課
6	5 多様な進路・就労の実現に	向けた教育の推進							
14	特別支援学校高等部卒業生の 就職率	17. 5%	27. 6%	28. 5%	29. 6%		28%	O 平成29年度卒業生は3月末時点で29.6% となり、目標値を達成しているが、平成 28年度卒業生の全国平均値は30.1%で、 引き続き生徒が就労への目標と意欲を 持って学習に向かう仕組みづくりを充実 させる必要がある。	特別支援教 育課
	子どもの育ちを支える環境を	つくる							
	2 教職員の教育力を高める								
15	「滋賀の教師塾」の卒塾者に よる全課程の評価	96. 0%	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100%	100%	○ 「滋賀の教師塾」を開設し、滋賀県で教師になりたいという学生に対して多様なプログラムを通じ、教師として必要とされる資質や能力、使命感の向上を図った。今後は児童生徒の複雑化する課題に対応するため、各講座の充実を図り、実践的指導力の育成に努める必要がある。	教職員課

	指標・事業	(H24実績) (策定時実績)	(H27実績) (前々年度実 績)	(H28実績) (前年度実績)	H29実績	H29目標 (策定時目標)	H30目標 (策定時目標)	評価区分 H29 評価と課題	所 管	
16	総合教育センターの行う小・ 中学校、市町教育委員会への 出張支援	44. 0%	63. 9%	64. 9%	65. 9%	50%	50%	日本版 O	総合教育セ ンター	
3.	3. 安全・安心な学校・地域をつくる									
17	いじめの認知件数に占める解 消しているものの割合	91. 5%	92. 1%	82. 1%	集計中	100%	100%		幼小中教育 課	
18	県立学校施設の耐震化率	77. 2%	93. 4%	97. 6%	100%		【H29目標】 100%	O 平成29年度は県立高校2校で耐震改修工 事を実施し、平成29年度末で全ての県立 学校において耐震化を完了した。	教育総務課	
19	学校防災委員会を年間3回以 上開催した小・中・高等学校 の割合		51. 0%	82. 7%	84. 1%		100%	O 3回以上開催した学校の割合は年々上昇 している。今後も、学校防災委員会にお いて、消防署との連携や実践的な避難訓 練の計画・評価等、有効な協議が行える よう指導していく必要がある。	保健体育課	
4.	子育て環境支援の充実を図る									
20	家庭教育協力企業協定(しが ふぁみ)の締結企業・事業所 数	1, 249社	1, 366社	1, 424社	1, 438社	1, 330社	1, 345社	● ○ 年々協定締結事業所数が増加しており、 家庭の教育力向上に向けた職場づくりに 広がりが見られる。 取組内容の質の向上を求めていく必要がある。	生涯学習課	
5.	5. 社会全体で子どもを育てる環境をつくる									
21	全ての小・中学校区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を持つ学校の割合	44. 0%	53. 9%	79. 9%	86. 5% - 65 -	90%	100%	△ 地域と学校が組織的に連携・協働する体制をもつ学校の割合は年々拡大し、多くのボランティア等の参画により地域住民の支援が、地域とともにある学校づくりに効果をあげている。	生涯学習課	

	指標・事業	(H24実績) (策定時実績)	(H27実績) (前々年度実 績)	(H28実績) (前年度実績)	H29実績	H29目標 (策定時目標)	H30目標 (策定時目標)	評価区分 H29 評価と課題	所 管	
22	学校支援ディレクターがコーディネートして、「学校支援メニュー」に係る連携授業を実施した学校の割合	36. 0%	52. 2%	56. 0%	60. 0%	50%	60%	Oコーディネートして連携授業を実施した学校の割合は年々増加しており、豊富な知識や経験を持つ企業団体等が学校を支援する仕組みづくりが図られている。	厓学習 課	
3.	3. すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する									
2 健康づくりと生涯スポーツの振興										
23	県内総合型地域スポーツクラ ブで指導する有資格者数(累 計)	271人	224人	271人	263人	771人	871人	▲ 有資格者の活動の場が減少し、有資格者 スポ 数は減少傾向にあることから、活動の場の拡大に取り組む必要がある。	ポーツ局	
	3 魅力ある文化の振興と歴史文化に親しむ機会の充実									
24	「千年の美つたえびと」の養 成者数(累計)		641人	867人	H28で事業終了	900人	1, 000人	書座は一定の成果が出たため、平成28年度で終了した。引き続き、受講者を核に自主的な団体を結成してもらい、地域や博物館・美術館等を舞台に、滋賀の文化財を発信する活動を実践してもらえるように促していく必要がある。	比財保護	
4 生涯学習の場の充実										
25	「におねっと」の講座情報登 録数	1, 848件	2, 467件	2, 380件	2, 208件	2, 100件以上	2, 100件以上	回収益 日本	厓学習 課	
26	県立図書館来館者数	254, 000人	243, 006人	248, 357人	237, 364人	264, 000人	266, 500人	△ 計画的な図書等の整備や資料の展示方法の工夫、各種行事等の開催により図書館利用の促進に努めたが、目標の90%程度にとどまった。 今後も継続して計画的な図書資料の整備を行うとともに、所蔵資料等に関する情報の発信や土曜サロン等の催し物開催を継続的に実施していく必要がある。	書館	

[※]〇…H29年度目標達成 (H29年度目標を定めていない場合、H28年度から数値が改善している)

^{△…}H29年度目標未達成 (H29年度目標を定めていない場合、H28年度から数値が改善していない)

ー…実績値なし・集計中